

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

平成21年3月2日（月）

社会・援護局 保護課

# 目 次

【重点事項】	頁
1 はじめに	1
2 生活保護基準の見直し	3
(1) 生活扶助基準の見直し及び改定について	3
(2) 母子加算の見直し及び就労支援の強化について	3
(3) 産科医療補償制度への対応について	5
(4) その他	5
3 自立支援の充実・強化	11
(1) 自立支援プログラムの一層の推進について	11
(2) 自立支援業務に関する研修の実施等について	26
4 漏給防止・濫給防止対策の推進等	30
(1) 保護の相談・申請時における適切な窓口対応について	30
(2) ホームレスに対する保護の適用について	31
(3) 職を失った派遣労働者等に対する生活保護の適用について	33
(4) 要保護世帯向け長期生活支援資金（リバースモーゲージ）の 活用について	34
(5) 年金担保貸付利用者の取扱いについて	36
(6) 生活保護業務の実施方針の策定について	37
(7) 課税調査の徹底及び早期実施について	37
(8) 生活保護実施に係る自治体間の情報共有・相互評価の推進 について	38
(9) 現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止について	39
(10) 代理納付等の適切な活用について	41
(11) 無料低額宿泊所等に関する留意点について	41

(12) 扶養義務調査の適切かつ効果的な実施について	4 2
(13) 通院移送費等の適正化について	4 3
(14) 他法他施策の適切な活用について	4 4
(15) 施術の給付の取扱いについて	4 5
(16) 生活保護行政における暴力団員への対応について	4 5
<b>5 その他</b>	<b>4 8</b>
(1) 生活保護関係予算について	4 8
(2) 保護施設の運営及び整備について	5 1
(3) 平成 2 1 年度の実施要領等の改正について	5 4
(4) 生活保護問答集（仮称）について	5 5
(5) 平成 2 1 年度の医療扶助運営要領等の改正について	5 5
(6) 生活保護事務の I T 化の推進について	5 7
(7) ブロック会議の開催について	5 9

## 【参考資料】

1 生活保護の動向	6 0
2 生活保護の相談者からの意見・苦情の状況について	7 6
3 要保護世帯向け長期生活支援資金の実施状況について	7 9
4 自治体間の情報共有・相互評価事業の具体例	8 1
5 医療扶助及び介護扶助の状況	8 2
6 自立支援プログラム策定状況・実施状況個別リスト	9 6
7 生活保護受給者等就業支援事業の実施状況	2 5 7
8 職業紹介事業パンフレット（地方公共団体編）	
－許可・更新等マニュアル－（抜粋）	2 5 8
9 生活保護自立支援プログラム事例集（案）	2 6 5
10 平成 2 1 年度生活保護関係調査の実施について	2 8 2
11 平成 2 1 年度保護課予算（案）の概要	2 8 3
12 保護施設関係資料	2 8 8

# 重 点 事 项

## 【重点事項】

### 1 はじめに

- 厳しい雇用失業情勢の中、本年度の生活保護の動向も大きく変動している。直近の平成20年11月分の福祉行政報告例（速報値）によれば、被保護実人員は160万人弱、被保護世帯数は約115万世帯、保護率は12.5%（人口千人当たり12.5人）となっている。また、同月の保護開始人員は約2万5千人、対前年同月伸び率は5.9%となっており、11ヶ月連続でプラスとなっている。
- 一方、現下の雇用失業情勢を踏まえ、各関係機関等において様々な就労支援等の施策が講じられているところである。
- まず、ハローワーク等においては離職者に対する支援の充実及び運用の改善が図られている。具体的には、昨年12月から、①社員寮等の退去を余儀なくされた方々への住宅確保のための相談支援、②雇用促進住宅の入居あっせん及び③解雇等による住居喪失者に対する就職安定資金融資（住宅入居初期費用[最高50万円]、家賃補助費[月額上限6万円、最長6月]、生活・就職活動費[月額上限15万円（世帯）、最長6月]等）を実施している。
- また、昨年11月から、解雇等により離職した派遣労働者等であった者で、公共職業訓練を受講する者に対する技能者育成資金融資（月額上限12万円（世帯）等）を実施している。その運用については、先月末に禁止していたアルバイトを認めることとする等の改善を図っているところである。
- 現下の雇用失業情勢からみて、今後も、今年度末にかけて生活に困窮する者が増加することが見込まれることから、各都道府県等及び実施機関にあっては、引き続き、生活保護の相談窓口を訪れる相談者の事情や要望に応じて、以上のような施策の概要や相談窓口も含めて、懇切丁寧な情報の提供と支援を行っていただきたい。また、ハローワーク等の関係機関、及び各自治体の労働担当部局や住宅政策担当部局等との連携について、より一層の強化をお願いする。

- なお、生活保護以外の支援等の情報を相談者に紹介する際には、相談者の生活保護の申請権を侵害することはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう、ご留意願いたい。

## 2 生活保護基準の見直し

### (1) 生活扶助基準の見直し及び改定について

- ・ 生活扶助基準については、平成19年度に、全国消費実態調査等の結果を基に専門家による検証を行った結果、現行基準は一般の低所得世帯の消費実態と比べて高いという結果が得られた。
- ・ このため、消費の実態に適合したものとする見直しについて検討を行ったが、原油価格の高騰が消費に与える影響等を見極めるため、平成20年度は据え置きとし、平成21年度予算編成過程で適切に対処することとしたところである。
- ・ その後の物価、家計消費の動向を見ると、昨年2月以降の生活関連物資を中心とした物価上昇は、国民の家計へ大きな影響を与えており、また、「100年に1度」と言われる昨年9月以降の世界的な金融危機は实体经济へ深刻な影響を及ぼしており、国民の将来不安が高まっている状況にあると考えられる。
- ・ このような現下の社会経済情勢に鑑み、平成21年度は、昨年度に引き続き生活扶助基準の見直しを行わないこととし、据え置くこととした。(別紙1参照)

### (2) 母子加算の見直し及び就労支援の強化について

#### ア 基本的な考え方と現在までの取組

- ・ 生活扶助の母子加算については、母子加算を含めた生活扶助の基準額が、一般の母子世帯の平均的な消費水準を上回っていたことから、生活保護を受ける母子世帯と一般の母子世帯との公平性の観点等を踏まえ、平成17年度から一律・機械的な母子加算を段階的に廃止する一方で、新たな給付を創設し、世帯の自立に向けた給付に転換したところである。
- ・ 具体的には、①平成17年度に「高等学校等就学費」を創設して、3年間の高等学校就学に必要な費用を保護費から支給の対象とし、教育費の給付を義務教育から高等学校へ拡大した。②また、平成19年度には「ひとり親世帯就労促進費」を創設し、就労している又は就労

支援プログラムに参加する等職業訓練を受け自立に向けて努力している母子世帯等に対して、新たに給付金を支給することとした。③さらに、平成17年度以降、「就労支援プログラム」による母子世帯の状況に応じた支援や福祉事務所とハローワークとの連携による生活保護受給者等就労支援事業を推進しているところである。

イ「ひとり親世帯就労促進費」の周知及び活用の徹底（平成20年度）

- ・ 15歳以下の児童を養育する母子世帯等については、現在、母子加算が支給されているが、この加算は、平成21年3月に終了し、「ひとり親世帯就労促進費」の給付に移行する。
- ・ この「ひとり親世帯就労促進費」は、就労している又は就労支援プログラムに参加する等職業訓練を受け自立に向けて努力している母子世帯等を支援するとともに、就労阻害要因のない未就労の母子世帯等に対しては就労意欲を向上させる効果が期待できる重要な就労支援策であり、就労阻害要因のない全ての母子世帯等が対象となることが望まれる。
- ・ このため、保護の実施機関におかれては、平成21年3月までに、母子加算が算定されている各世帯について、就労状況や就労支援状況を的確に把握し、
  - ① 「ひとり親世帯就労促進費」の趣旨及び支給要件が十分に被保護世帯へ理解されるよう、別紙2を参考に、お知らせ等を通じて、その周知を図るとともに、
  - ② 本人の同意が得られる場合には、就労阻害要因のない全ての未就労の母子世帯等を「就労支援プログラム」の対象とする、  
など、母子世帯等への就労支援が適切に進むよう十分に留意して、「ひとり親世帯就労促進費」の活用を徹底されたい。

※ なお、別紙2については、平成21年1月21日の全国厚生労働関係部局長会議資料32頁においてお示ししたところであるが、「ひとり親世帯就労促進費」の支給要件である「就労支援プログラム」への参加が分かりづらいものとなっていたため、若干の修正を行っている。



ウ よりきめ細やかで一貫した就労支援（ステップアップ支援）の実施

- ・ 母子世帯等への就労支援については、現に就労や職業訓練を行っている母子世帯だけではなく、就労阻害要因のない未就労の母子世帯についても、就労意欲を向上させ、効果的な就労支援を継続的に行うことが重要である。
- ・ このため、平成21年度予算（案）において、「就労意欲や生活能力・就労能力が低い」、「就労経験がない」などの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者を対象として生活能力向上のための訓練やカウンセリング等の支援を行う「就労意欲喚起等支援事業」（28頁参照）を計上しているところである。
- ・ 平成21年度においては、本事業を積極的に活用し、よりきめ細やかで一貫した就労支援（ステップアップ支援）をお願いする。（別紙3参照）

### （3）産科医療補償制度への対応について

平成21年1月1日から、分娩に関連して脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するための仕組み（以下「産科医療補償制度」という。）が開始されている。これに伴い、産科医療補償制度に加入する医療機関等の出産費用の上昇が見込まれたことから、平成20年12月22日付けで「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「保護の実施要領（局長通知）」という。）の一部改正を行ったところである。これにより、平成21年1月1日から、産科医療補償制度の対象となる出産の場合には、3万円の範囲内において出産扶助の特別基準の設定があったものとして、追加的に必要となる費用の額を認定できることとしたので、了知の上、出産扶助の適用にあたってご留意願いたい。（別紙4参照）

### （4）その他

出産扶助（施設分娩）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

## (別紙1) 平成21年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

### 1. 単身世帯【68歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助(注)	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	134,520	122,190	114,540	105,310	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の20年度における上限額の例である。

### 2. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	167,170	159,870	152,580	145,270	137,980	130,680
就労収入が手元に残る額(勤労控除)(注1)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
住宅扶助(注2)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	260,190	242,090	228,800	214,490	201,300	188,000
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 就労収入が10万円の場合の例。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の20年度における上限額の例である。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

### 3. 母子2人世帯【30歳(就労)、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	121,360	116,120	110,890	105,640	100,420	95,170
ひとり親世帯就労促進費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
就労収入が手元に残る額(勤労控除)(注1)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
住宅扶助(注2)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	224,380	208,340	197,110	184,860	173,740	162,490
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 就労収入が10万円の場合の例。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の20年度における上限額の例である。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

## 福祉事務所からのお知らせ

### 15歳以下の子どもを養育される母子世帯等の方へ

- ・ 平成21年4月から母子加算はなくなります。
- ・ ただし、働いている方や、〇〇市で策定した「就労支援プログラム」に参加するなど働くための訓練をしている方には、就労自立を支援するため、毎月5千円～1万円の給付金が支給されます。

母子加算については、母子加算を含めた生活扶助の額が、一般の母子世帯の平均的な消費水準を上回っていたため、生活保護を受ける母子世帯と一般の母子世帯との公平性の観点から、一律・機械的な給付を見直し、世帯の自立に向けた新たな給付に転換したところです。

したがって、平成21年4月から現在支給されている生活保護費の一部（母子加算）がなくなりますが、働いている方や、〇〇市で策定した「就労支援プログラム」に参加するなど働くための訓練をしている方には、ひとり親世帯就労促進費として、以下の金額が支給されることとなります。

#### ○ ひとり親世帯就労促進費の支給要件と金額

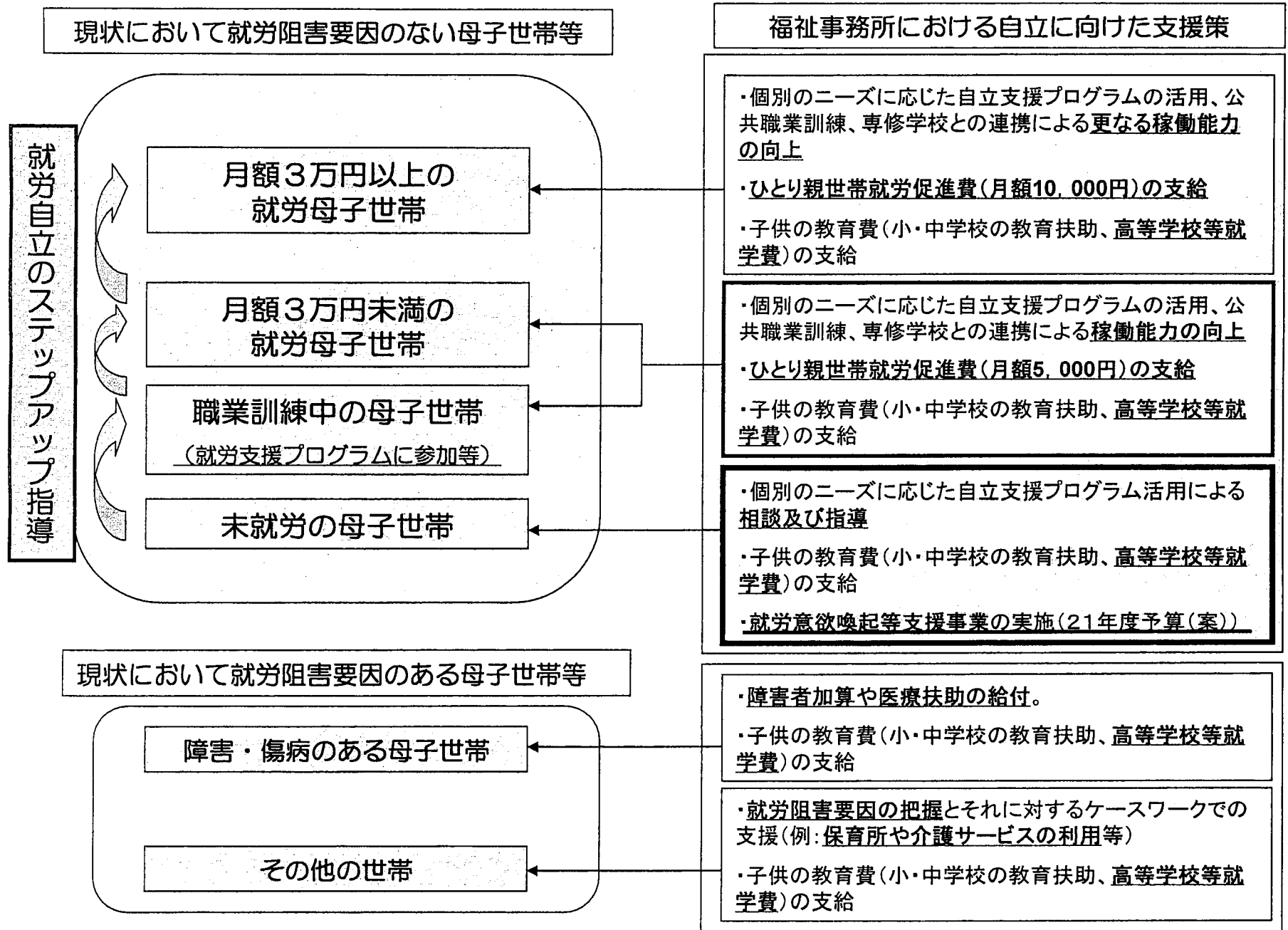
- |                                |        |
|--------------------------------|--------|
| (就労収入が3万円以上の場合)                | 月額：1万円 |
| (就労収入が3万円未満の場合、働くための訓練をしている場合) | 月額：5千円 |

#### ○ 就労促進費が支給される場合（働くための訓練の例）

- ・ 公共職業訓練に取り組んでいる場合
- ・ 専修学校等において、生業の維持に役立つ生業に就くために必要な技能の修得に取り組んでいる場合
- ・ コンピューターの基本機能の操作等就職に有利な一般的技能の修得、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力の修得、職場適応訓練、就労意欲の喚起を目的としたセミナー等を受講している場合
- ・ 各自治体において策定されている就労自立支援に関するプログラムに参加（生活保護受給者等就労支援事業を含む。）している場合

仕事の経験の少ない方や働くことが不安な方でも、まず、初歩的な就労能力などを目的とした職業訓練や、〇〇市で策定した「就労支援プログラム」に参加すれば、これらの給付が支給されますので、担当のケースワーカーにご相談ください。

# 生活保護を受ける母子世帯等の自立に向けたステップアップ支援



## 産科医療補償制度の概要（平成21年1月1日～）

### 制度の目的

安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図る。

### 補償の仕組み

- 分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う。
- 分娩機関は、補償金の支払いによる損害を担保するため、運営組織が契約者となる損害保険に加入する。

### 補償対象

(※ 対象者推計数：年間概ね 500 ～ 800人 )

- 通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合とする。
  - ・ 出生体重2,000g以上 かつ 在胎週数33週以上 ・ 身体障害者等級1・2級相当の重症者
  - ・ 先天性要因等の除外基準に該当するものを除く
- 出生体重・在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の者については、個別審査

### 補償金額

3,000万円(一時金:600万円+分割金:2,400万円(20年間))

保険料(掛金) ※在胎週数22週以降の分娩に限る。

一分娩当たり 30,000円

### 加入促進・制度周知策

- 都道府県がHP等を通じて行う医療機能に関する情報提供の項目に本制度の加入状況を追加
- 医療機関が広告できる項目に本制度加入を追加
- 母子健康手帳の任意記載事項に産科医療補償制度を追加
- (財)日本医療機能評価機構のHPを通じて加入分娩機関を公表
- 診療報酬上の算定要件に本制度加入を追加
- 加入機関での分娩に出産育児一時金を3万円加算(35→38万円)

### その他

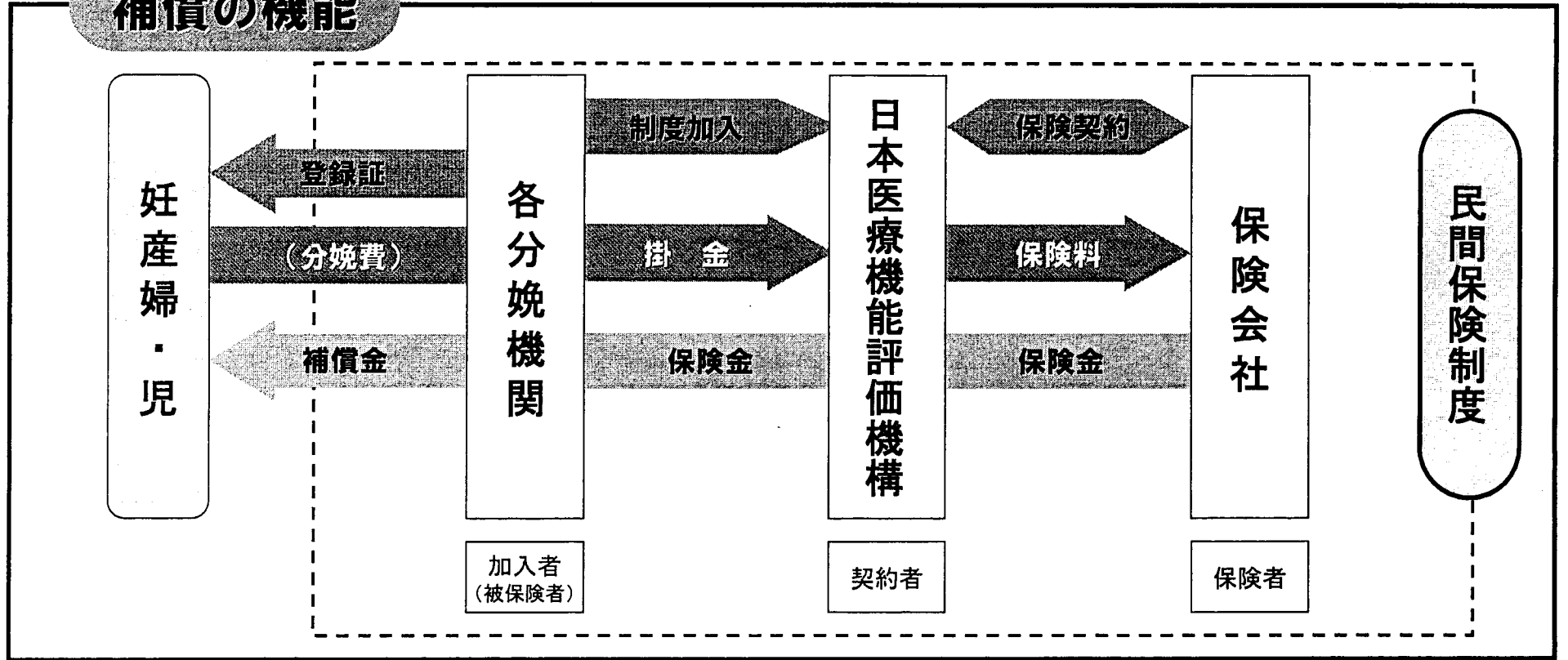
- 紛争の防止・早期解決のために、医学的観点から事例を分析し、結果を両当事者にフィードバック
- 原因分析された各事例の公開により、同種の医療事故の再発防止等を図る。
- 遅くとも5年後を目処に、制度内容について検証し、適宜必要な見直しを行う。

(注)1. 平成21年1月時点の加入率:病院・診療所99%, 助産所95%

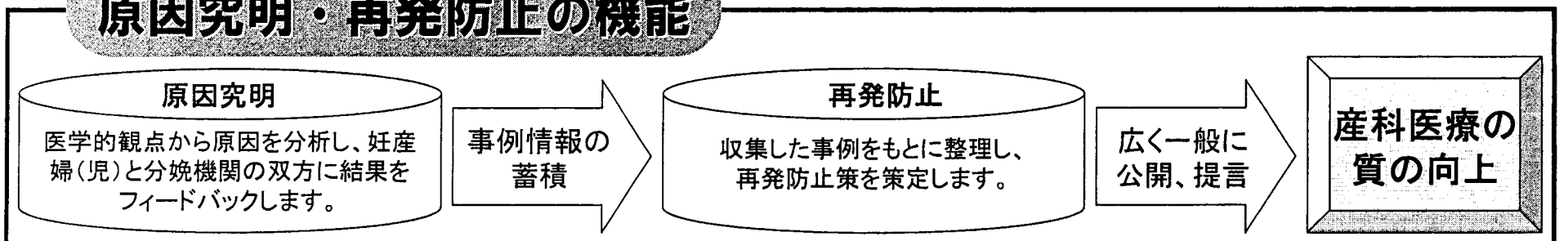
2. 出産育児一時金は、平成21年10月から平成22年度末までの間、4万円加算(38→42万円)される。

# 産科医療補償制度の仕組み

## 補償の機能



## 原因究明・再発防止の機能



### 3 自立支援の充実・強化

#### (1) 自立支援プログラムの一層の推進について

生活保護制度において、自立の助長は、最低生活の保障とともに制度の目的である。当省では、平成16年12月の社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会の最終報告書等を受けて、生活保護制度において、経済的な給付を行うだけではなく、生活困窮者の自立の助長に関し、自立・就労を積極的かつ組織的に支援する仕組みを強化することとし、その実施方法として平成17年度に「自立支援プログラム」を導入したところである。

今一度、自立支援プログラムの導入の趣旨、目的及びメリットを確認すると、以下のとおりである。

自立支援プログラムでは、被保護者の自立に向けて、①管内の被保護世帯全体の状況を把握し、②被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施することとしている。これによって、被保護者が抱える様々な問題に対し、これを解決する「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取組を推進する「システムの対応」が可能となるものである。

平成17年度の自立支援プログラムの導入以降、各自治体においては、プログラム導入の趣旨への理解が進むと同時に、それぞれの地域資源等を活用した創意工夫に富む様々なプログラムの策定が進んでおり、その積極的な取組に対して感謝を申し上げる。

しかしながら、自治体によっては、多様な対応を可能とする自立支援プログラムの策定が進んでいない自治体、あるいは、プログラムは策定されているもののプログラムを活用した自立を支援する取組が進んでいない自治体など、その取組状況にばらつきも見られるところである。

また、現下の経済・雇用情勢から見れば、被保護者の就労支援を始めとする自立支援プログラムの取組は、その導入時以上に重要度が増しており、生活保護行政を進めるに当たって、大きな柱であることを再認識

する必要がある。

このような状況を踏まえ、当省では、平成21年度においても、自立支援プログラムの更なる推進を図るため、

- ① セーフティネット支援対策等事業費補助金による自治体の実施体制整備の支援拡充
- ② 生活保護受給者等就労支援事業の推進及び労働行政等関係機関との連携の強化
- ③ 自治体における取組状況に関する情報の提供

等により、引き続き、自治体の取組を支援していくことから、各自治体においても、一層の努力をお願いしたい。

#### ア 自立支援プログラムの策定状況について

平成20年12月末現在の自立支援プログラムの策定状況は、下表のとおりであり、平成19年度末と比べ各自治体の策定は進んでいるところである。

被保護者の抱える課題は多様化しており、各自治体においては、引き続き、保護動向等に対応した更に幅広い自立支援プログラムの策定に取り組まれない。特に、①現下の雇用情勢の影響で失業したこと等により新たに保護が開始された者に対する早期の就労支援に関するプログラム、②母子世帯に対する就労支援等に関するプログラムについて、充実・強化をお願いする。



## 【自立支援プログラム策定状況】

(単位：プログラム)

	20年 3月末	20年 12月末	増加数
経済的自立に関する自立支援プログラム (生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムを除く)	1, 360 (834) (96.1%)	1, 484 (854) (97.8%)	+124
日常生活自立に関する自立支援プログラム	1, 269 (578) (66.6%)	1, 448 (634) (72.6%)	+179
社会生活自立に関する自立支援プログラム	240 (173) (19.9%)	289 (213) (24.4%)	+49
合 計	2, 869	3, 221	+352

※中段の（ ）書きは策定自治体数、下段の（ ）書きは総自治体数に占める策定自治体数の割合。(なお、総自治体数(都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計数)は、20年3月末は868自治体、20年12月末は873自治体である。)

※日常生活自立に関する自立支援プログラム及び社会生活自立に関する自立支援プログラムについては、プログラムのコードを一部組み替えたため、20年3月末の数値と20年12月末の数値は、単純に比較できない。

また、平成20年度においては、すべての自治体において、債務整理等に関する自立支援プログラムの策定をお願いしているところである。平成20年12月までの策定状況及び平成21年3月までの策定見込みは、下表のとおりである。

まだ策定していない自治体については、平成20年度生活保護担当指導職員ブロック会議資料に掲載してある自治体の例等も参考に、早急な整備をお願いしたい。

【債務整理等に関する自立支援プログラムの策定状況】

(単位：プログラム)

	20年 3月末	20年 12月末	21年 3月末 (見込み)
債務整理等に関する自立支援プログラム	151 (142) (16.4%)	315 (286) (32.8%)	702 (629) (72.1%)

※中段の（ ）書きは策定自治体数、下段の（ ）書きは総自治体数に占める策定自治体数の割合。(なお、総自治体数(都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計数)は、20年3月末は868自治体、20年12月末は873自治体である。)

※21年3月末(見込み)の数値は、20年12月末時点において策定済みであるプログラム数に、平成20年度中の策定予定として各自治体より情報提供のあったプログラム数を加えたものである。

イ 自立支援プログラムの実施状況について

各自治体において自立支援プログラムの策定が進むに伴い、その参加者も増加している。平成19年度と平成20年4月～12月のプログラムへの参加者数を比較すると、下表のとおりである。

【自立支援プログラム実施状況】

(単位：人)

	19年度	20年4月～12月
経済的自立に関する自立支援プログラム (生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムを除く)	61,728 (40,195)	69,720
日常生活自立に関する自立支援プログラム	36,814 (34,288)	23,401
社会生活自立に関する自立支援プログラム	2,690 (2,212)	14,433
合計	101,232 (76,695)	107,554

※19年度の上段は19年4月～20年3月の参加者数、下段の（ ）書きは19年4月～12月の参加者数。

※日常生活自立に関する自立支援プログラム及び社会生活自立に関する自立支援プログラムについては、プログラムのコードを一部組み替えたため、20年3月末の数値と20年12月末の数値は、単純に比較できない。

自立支援プログラムのコードごとの参加者数等を、参考資料に掲載している。主なプログラムの参加者数は、平成20年4月～12月において、全国で、就労支援専門員を活用した就労支援プログラムに約3万3千人、年金受給に関する支援を行うプログラムに約2万人、債務整理等に関するプログラムに約1千6百人となっているところである。

ウ 生活保護受給者等就労支援事業について

平成17年度から、福祉事務所等とハローワークが連携して、就労意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、生活保護受給者等就労支援事業を実施している。

本事業の平成20年4月～12月の実施状況は、下表のとおりである。

【生活保護受給者等就労支援事業の実施状況（生活保護受給者分）】

	支援対象者数	就職者数	就職者の割合
19年度	9,919人 (2,611人)	5,315人 (1,651人)	53.6% (63.2%)
20年4月～12月	7,487人 (2,000人)	3,865人 (1,235人)	51.6% (61.8%)

※（ ）書きは、うち母子世帯の母に係る実施状況。  
※都道府県別の実施状況について、参考資料に掲載。

また、平成20年度から新たに取組が始まった「就労支援プラン」の策定状況及び「職業準備プログラム」（職場体験講習・職業準備セミナー・個別カウンセリング・グループワーク）の実施状況は、下表のとおりである。

【就労支援プランの策定状況（生活保護受給者分・20年4月～12月）】

就労支援プランの策定者	1,163人（245人）
-------------	--------------

※（ ）書きは、うち母子世帯の母に係る策定状況。

【職業準備プログラムの実施状況（生活保護受給者分・20年4月～12月）】

職場体験講習実施者数	2人（0人）
職業準備セミナー受講者数	180人（22人）
個別カウンセリング実施者数	757人（130人）
グループワーク参加者数	14人（0人）

※（ ）書きは、うち母子世帯の母に係る実施状況。

本事業は、平成19年2月に政府がまとめた「成長力底上げ戦略(基本構想)」に基づき同年12月に当省が策定した『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』に位置付けられており、支援対象者の就職率を平成21年度までに60%以上に引き上げる目標が設定されているところである。

このため、平成21年度予算(案)においては、ハローワークに配置される就労支援ナビゲーターの増員(315人→334人)を図り、更なる体制強化を進めているところである。また、ハローワークにおいては、「就労支援プラン」の策定及び「職業準備プログラム」の実施についても、引き続きその取組を進めていくこととしている。(本事業の予算は、当省職業安定局及び職業能力開発局において計上。)

また、平成21年度からは、福祉事務所からハローワークへ支援要請する際の手続きをより簡素化するため、

- ① これまで、「福祉事務所総括コーディネーター」が各福祉事務所の要請書等を集約した後、これをハローワークのナビゲーターに送付していた点を、各々の福祉事務所の担当コーディネーターから直接ハローワークのナビゲーターに要請書等を送付することを可能とする
- ② 福祉事務所からハローワークに送付する「個人票A」の書式を大幅に簡略化する

こととしている。詳細については、平成20年度末までに発出する予定の通知を参照されたい。

本事業は、「福祉と雇用の連携」施策の中心となるものであり、被保護者の就労の実現に当たっては、福祉分野と雇用分野の緊密な連携が求められるところである。都道府県及び指定都市においては、都道府県生活保護受給者等就労支援事業協議会の場等を通じて都道府県労働局と連携を密にし、また、各福祉事務所においては、その地域を管轄するハローワークとの連携を密にしながら、本事業のより一層の効果的な実施について努力をお願いしたい。

エ 母子世帯に対する自立支援プログラムの取組の充実・強化について

母子加算が段階的に廃止される一方で、平成17年度の「高等学校等就学費」の創設、平成19年度の「ひとり親世帯就労促進費」の創設など、世帯の自立に向けた給付へ転換されたが、平成21年3月の母子加算の終了等に伴い、母子世帯の母に対する就労支援や母子世帯の子に対する高等学校進学のための支援など、母子世帯の自立に向けた支援が更に求められるところである。

このため、まず、各自治体において既に策定されている母子世帯が対象となる自立支援プログラムについて、母子世帯特有の課題への対応という観点や、これまでの母子世帯への適用実績から検討を行い、プログラムの内容に改善すべき点等があれば、プログラムの改訂を進められたい。また、母子世帯の自立支援に当たり必要なプログラムが整備されていない場合は、新たな母子世帯向けのプログラムの策定に早急に取り組まれたい。

次に、母子世帯の母へ就労支援を行うに当たっては、「ひとり親世帯就労促進費」の支給要件の一つに、「各自治体において策定されている就労自立支援に関するプログラムに参加（生活保護受給者等就労支援事業への参加を含む。）している場合」（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第7の86）が規定されていることを踏まえ、支援を受ける者の意欲の喚起を図る観点から、原則、就労支援プログラム（生活保護受給者等就労支援事業を活用するプログラムを含む。）により支援を行うよう取り扱われたい。

なお、母子世帯の母の就労を支援する自立支援プログラムとして、

生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムや各自治体で雇用している就労支援専門員を活用するプログラムがある。これらのプログラムは、ハローワークの就労支援ナビゲーターや就労支援専門員が一時期に対応できる者の数に限りがあり、母子世帯の母が就労支援を希望する場合に、適時にプログラムに参加することができないことが考えられる。したがって、母子世帯向けの就労支援プログラムの整備に当たっては、就労支援を希望する母子世帯が適時にプログラムに参加できるように、支援体制の整備についてご留意願いたい。

#### オ 就労意欲喚起等支援事業について

これまでの就労支援策は、例えば、生活保護受給者等就労支援事業においては稼働能力を有する者や就労意欲がある者などを支援対象者の要件とするなど、基本的に就労意欲のある者を対象に行われてきたところである。

今後は、就労意欲のある者に加え、就労意欲の低い者についても、重点的に就労支援を行う必要がある。

そこで、平成21年度予算（案）においては、新たに、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者等に対する就労支援策を充実すべく、「就労意欲喚起等支援事業」を創設することとしている。

具体的な事業内容としては、

- ① 就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対して、既存の就労支援策へスムーズにつなげるための前段階として、就労意欲の喚起、生活能力・就労能力の向上のための支援
- ② 就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援専門員が配置されていない福祉事務所の被保護者等に対して、就労意欲の喚起から、職業訓練、職業紹介、就職活動、離職防止までの総合的な支援

を、地域資源であり専門的な経験・知識等を持つNPO法人や民間職業紹介事業者等に委託するなどして、効果的に実施するものである。

## 就労意欲喚起等支援事業実施要綱（案）

### 1. 目的

就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対して、就労意欲の喚起を図るための支援を行うことで既存の就労支援策へスムーズにつなげるとともに、既存の施策による就労支援が難しい被保護者に対しては、就労意欲の喚起から、職業訓練、職業紹介、就職活動、離職防止までの総合的な支援を行い、被保護者に対する就労支援策の更なる充実を図る。

### 2. 対象者

主に以下の者を事業の対象者とする。

- ①就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者
- ②就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援専門員が配置されていない福祉事務所の被保護者

### 3. 事業内容

以下の一部又は全部を実施する。

- ①就労意欲喚起のためのカウンセリングなど
- ②生活能力（生活習慣・社会マナーなど）向上のための訓練など
- ③就労能力（パソコン操作・機械操作など）向上のための職業訓練など
- ④職業紹介
- ⑤就職活動支援
- ⑥離職防止支援

### 4. 実施主体

都道府県及び市（特別区及び福祉事務所を設置する町村を含む。）

※NPO法人や民間有料職業紹介事業者等に委託可

### 5. 補助率

10/10

### 6. その他

事業規模に比して委託費用が著しく高いと判断される場合については、個別に事業内容の詳細を聴取する場合がある。

「就労意欲喚起等支援事業」の具体的な取組の参考として、釧路市、旭川市及び福岡県の実施例を以下に紹介する。

## 【釧路市】

### 概要

被保護者の自立を段階的に支援するため、NPO法人、社会福祉法人、財団法人、株式会社等の地域の社会資源が行っている取組に、被保護者をボランティアや就業体験として参加させ、社会参加活動を通じて仕事への理解と就労意欲の喚起を図る。（「就業体験的ボランティアプログラム」・「就業体験プログラム」・「就労移行型インターンシップ」等として実施）

### 委託する主な業務内容

13の事業のうち、主なものの業務内容は以下のとおりである。なお、記載している業務内容は、仕様書・委託契約書に定められているものではなく、実際に行われている内容を列挙したものである。

- ①就業体験的ボランティア事業（公園管理業務）  
ボランティアとして、市内の公園内清掃、花壇除草、低木の刈り込み、落ち葉集め作業等を実施。
- ②就業体験的ボランティア事業（動物園環境整備業務）  
ボランティアとして、レッサーパンダの餌の笹取り、落ち葉掃除、空き缶分別、餌の袋詰め等を実施。
- ③就業体験事業（知的障がい者作業所作業援助）  
就業体験として、着物ほどこき、布の小物作り、封詰め等を、作業所の通所者とコミュニケーションを取りながら実施。
- ④就業体験事業（農作業実習）  
就業体験として、野菜作り、除草、収穫等を実施。
- ⑤就労移行型インターンシップ事業  
就業体験として、一定期間、リサイクル業を行う民間会社の業務の一部を体験。

### 事業者選定方法

随意契約による

### 委託先

13の事業について12の事業者に委託。主な事業の委託先は以下のとおりであり、他に、医療法人、生活協同組合、社会福祉法人に委託している。（20年度）

- ①就業体験的ボランティア事業（公園管理業務）  
公園の管理を行う財団法人
- ②就業体験的ボランティア事業（動物園環境整備業務）  
市動物園の管理を行うNPO法人
- ③就業体験事業（知的障がい者作業所作業援助）  
知的障害者作業所を運営するNPO法人
- ④就業体験事業（農作業実習）  
観光振興公社（株式会社）
- ⑤就労移行型インターンシップ事業  
リサイクル業等を行う株式会社

### 委託額

13事業で、合計約595万円。主な事業の委託額は以下のとおり。（20年度）

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| ①就業体験的ボランティア事業（公園管理業務）    | 約81万円 |
| ②就業体験的ボランティア事業（動物園環境整備業務） | 約76万円 |
| ③就業体験事業（知的障がい者作業所作業援助）    | 約45万円 |
| ④就業体験事業（農作業実習）            | 約71万円 |
| ⑤就労移行型インターンシップ事業          | 約81万円 |

### 事業実績



19年度は、149名が延べ2,628回事業に参加。(うち22名が、その後に就労開始。)

なお、19年度と20年度では、事業数が異なり、また、事業の内容が異なるものがある。

### 【旭川市①】

#### 概要

現在就労中であるが低収入のため転職を要する者、求職活動をしているが長期間にわたり就職に至らない者、保育所の活用等により就労が可能となる者等を対象に、就労意欲の喚起を図る。(「就労意欲促進プログラム」として実施。)

#### 委託する主な業務内容

##### ①就労意欲促進セミナー

職業適性検査、就職活動の仕方、自分にあった仕事の見つけ方、自己分析、就職によるメリット等を内容とするセミナーを3回(1回当たり2時間、計90名対象)実施。

##### ②就労意欲促進カウンセリング

マンツーマン形式での就労相談、模擬面接、就職活動のロールプレイング等を内容とするカウンセリングを2回(計12名対象)実施。

##### ③就労意欲促進体験

パソコンを活用しての文書作成や表計算等の紹介と実践、資格取得方法、訓練講座の情報提供等を1回(10名対象)実施。

##### ④その他

セミナー等の開催日当日に会場の付近に託児用の和室を確保すること、セミナー実施に係る資料等を人数分用意することなど。

#### 事業者選定方法

指名競争入札による

#### 委託先

再就職支援事業を行っている民間事業者(20年度)

#### 委託額

約55万円(20年度)

#### 事業実績

19年度の参加者は、81名。(うち25名が、セミナー修了後就労開始・増収。)

20年度の参加者は、61名。(うち13名が、セミナー修了後就労開始・増収。)

### 【旭川市②】

#### 概要

不就労期間が長期に及び社会復帰に消極的になっている者、就労経験に乏しい母子世帯の母である程度育児に手がかからなくなった者、引きこもりやニート等社会生活を営む上で自己管理の訓練が必要な者等を対象に、就労体験や社会参加活動を通じて生活の立て直し、自尊心の回復、就労意欲の喚起を図る。(「社会参加推進プログラム」として実施。)

#### 委託する主な業務内容

前期・後期の2クールで計80名を対象に以下の業務を実施。

##### ①カウンセリング

説明会と個別面談を実施。また、引きこもりやニートの者に対しては、必要時に家庭訪問(ケースワーカー同行)を実施。

##### ②ボランティア活動

介護業務、障害者施設、農作業等のボランティアを週1回、最長3か月実施。

##### ③就労体験

##### ④研修

就労への意欲向上を図るため、ヘルパー業務などの実地見学や講座を開催。

(前期・後期で各1回)

- \* 専任でコーディネート業務に携わる者(自立支援員)、相談専門員(週3回勤務)の人員配置を必須としている。(相談業務に当たる者は社会福祉士又は福祉業務経験3年以上の者等としている。)

#### 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式による

#### 委託先

地域福祉事業を行う消費生活協同組合法人(事業の実施はNPO法人)

#### 委託額

約589万円(20年度)

#### 事業実績

20年度の参加者は、83名。

現在のところ、就労した者・就労支援プログラムに移行した者が4名、定期的にボランティア活動に取り組めた者が27名、引きこもり状態から脱した者が3名いる。

### 【福岡県】

#### 概要

母子世帯の母や若年者等で、ハローワークを介した求職活動や既存の職業訓練では就労困難と判断される被保護者を対象に、求人職業訓練をセットした就職支援事業を民間有料職業紹介事業者に委託して実施するもの。

#### 委託する主な業務内容

##### (A事業)

事業対象者90名について、事業の開始時点であらかじめ受入可能企業を確保し、その企業への就労を目的とした職業訓練を実施することで採用を図るため、主に以下の業務を実施。

①就職の実現度を高めるための業務(キャリアカウンセリング、個人別就労計画の策定、教育訓練)

②職業紹介(受入先企業の開拓を含む。)による就職の実現を図る業務

\* 委託料の支払い方法は成功報酬方式であり、その内容は以下のとおり。

①職業訓練の実施 1人105千円

②(ア)採用時又は試用期間後、社会保険に加入する場合 1人210千円  
(イ)(ア)以外で月額総収入7万円以上の場合 1人105千円

##### (B事業)

A事業によって就労した者について、職場定着を図るため、主に以下の業務を実施。

①電話による定期状況確認

②定期的な面接指導・助言、職場調整

③担当のケースワーカーに対する報告及び対応協議

\* 委託料の支払い方法は成功報酬方式であり、その内容は以下のとおり。

①採用後6か月を経過した時点で雇用が継続されており、社会保険に加入している場合(職場定着指導後、増収によって保護が廃止になった場合は、採用後6か月経過していない場合も同様の取扱い) 1人420千円

②①以外で月額総収入が7万円以上の場合 1人210千円

#### 事業者選定方法

事業開始時は、公募型プロポーザル方式による

事業開始次年度以降は、随意契約による

#### 委託先

厚生労働大臣の許可を受けた民間有料職業紹介事業者（同一の事業者にA事業・B事業を委託）

**委託額**

約1,166万円（19年度・実績）

**事業実績**

19年度の支援対象者数は72名、就職者数は17名（うち社会保険加入5名）、6か月雇用継続者数は7名（うち5名は、18年度の事業対象者で6か月雇用が継続した者）。

各自治体においては、上記の例を参照しながら、既存の就労支援メニューと併せて、就労支援策をより多角的に展開し、更なる就労支援の取組をお願いしたい。

カ 自治体の無料職業紹介事業について

職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の4の規定により、自治体は、厚生労働大臣に届け出ることによって、無料職業紹介事業を行うことができ、これにより自治体の就労支援策をより充実させることが可能である。実際の届出に当たっては、届出前に当該自治体の地域を管轄する都道府県労働局と調整の上、進めるようお願いする。

「職業紹介事業パンフレット（地方公共団体編）－許可・更新等マニュアル」（平成16年3月厚生労働省・都道府県労働局）の抜粋を参考資料に掲載しているので、参照されたい。

なお、就労意欲喚起等支援事業の実施と職業安定法第33条の4の規定による届出の関係について、以下にまとめたので留意されたい。

**【就労意欲喚起等支援事業の実施と職業安定法第33条の4の規定による届出の関係について】**

職業安定法第33条の4の規定は、地方公共団体が、当該地方公共団体の区域内の住民の福祉の増進等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て無料の職業紹介事業を行うことができる旨定めている。（地方公共団体が無料職業紹介事業を行う場合は、厚生労働大臣への届出が必要になる。）

○職業安定法（昭和22年法律第141号）（抄）

（地方公共団体の行う無料職業紹介事業）

第33条の4 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

2 （略）

就労意欲喚起等支援事業では、地方公共団体の無料職業紹介事業を民間職業紹介事業者に委託して実施することを想定しているが、地方公共団体が民間職業紹介事業者に委託して無料職業紹介事業を行うことについては、当省職業安定局が平成19年10月に発行している「職業紹介事業の業務運営要領」において、次のように整理されている。

職業紹介事業の業務運営要領（平成19年10月厚生労働省職業安定局）

第10 地方公共団体の行う無料職業紹介事業

6 その他

（2）地方公共団体が民間職業紹介事業者に委託して無料職業紹介事業を行うことについて

イ 地方公共団体が、無料職業紹介事業の全部又は一部（例えば、求人・求職の受理のみを地方公共団体が行う場合。）を適正に許可を得た民営職業紹介事業者に委託することは可能である。

ロ また、地方公共団体が無料職業紹介事業の全部を適正に許可を得た民営職業紹介事業者に委託する場合には、地方公共団体は無料職業紹介事業の実施の届出を行う必要はないが、地方公共団体が、無料職業紹介事業の一部を適正に許可を得た民営職業紹介事業者に委託し、一部は自ら実施する場合は、地方公共団体において無料職業紹介事業の実施の届出を行う必要がある。

ハ なお、職業紹介事業の委託に対して委託費等が支払われている場合、受託する民営職業紹介事業者は、職業紹介に関し、対価を（地方公共団体から）徴収して職業紹介事業を行う者と考えられることから、有料職業紹介事業の許可を得ていることが必要である。

就労意欲喚起等支援事業の実施に当たり、厚生労働大臣への届出の必要性の有無について疑義がある場合は、適宜、当該地方公共団体の地域を管轄する都道府県労働局に照会されたく、また、無料職業紹介の届出を行う場合であっても、届出前に都道府県労働局と調整の上、

進めるようお願いしたい。

さらに、当初は、民間有料職業紹介事業者に無料職業紹介事業の全部を委託するとして事業設計をしている場合であっても、事業を実施していくに当たり、当初想定していなかった業務が地方公共団体に付加されることも考えられるので、事業開始後においても、必要に応じて、適宜、都道府県労働局と相談されたい。

なお、「職業紹介事業の業務運営要領」については、<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/syukai/index.html>で公表されているので、参照されたい。

#### キ 自立支援プログラムの事例集の作成について

自立支援プログラムの策定については、各自治体でおおむね進んでいるところであるが、一方で、実際にプログラムを活用して被保護者の自立を支援する取組については、あまり進んでいない自治体も散見される場所である。

また、平成20年8月1日に、総務省より当省に対して、自立支援プログラムの取組を中心とした「生活保護に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」がなされたが、その中では、当省の役割として、①福祉事務所のニーズを踏まえて、更に各自立分野にわたって多様な自立支援プログラムの例を示すこと、②その例において、プログラムの支援内容、実施の手順等を充実させること等が示されている。

これらの状況を受けて、当省では、先進的・効果的な自立支援プログラム等の取組を行っている自治体を、その規模別に抽出し、アンケート調査及び実地ヒアリングを行ったところであり、現在、それらの内容を取りまとめた事例集を作成しているところである。

当該事例集については、平成20年度末を目途に、各福祉事務所で活用できるよう必要部数を配布する予定であり、各自治体においては、平成21年度以降の自立支援プログラムの取組に当たり、参考とされたい。

なお、校正途中ではあるが、事例集の一部を参考資料に掲載している。

## (2) 自立支援業務に関する研修の実施等について

生活保護の適正な実施、また、被保護者の自立支援の推進に当たっては、生活保護に携わる職員の資質向上が重要であることから、各自治体においては、引き続き、研修の積極的な企画・実施についてお願いしたい。

また、自立支援プログラムの策定・実施に関する研修を開催する場合は、先進的・効果的事例の紹介を積極的に行いたいと考えているので、相談されたい。

さらに、当省では、自立支援業務に関する研修を更に進めるべく、①平成21年度において新たに就労支援専門員に対する研修会を実施するとともに、②研修の企画・実施のための「自立支援に関する研修の手引き（仮称）」の作成を行うこととしている。

### ア 就労支援専門員に対する研修の実施について

被保護者の就労支援を担う就労支援専門員は、平成20年4月現在、全国307自治体に529人が配置されており、被保護者の自立支援において核をなす存在となっているところである。

こうした状況を踏まえ、就労支援専門員による就労支援をより効果的なものとするため、平成21年度においては、全国の就労支援専門員を一堂に会して、行政に関する知識の取得、自治体間の情報交換、対人援助技術の取得等を内容とする研修会を、3日間程度で開催する予定としているところである。詳細については、おってお知らせする。

就労支援専門員には、自治体の非常勤職員又は嘱託職員が含まれているが、各自治体においては、就労支援専門員が当該研修会に参加できるようご配慮をお願いしたい。なお、研修会参加のための旅費については、セーフティネット支援対策等事業費補助金の対象となることを申し添える。

### イ 「自立支援の手引き」と映像教材（DVD）の活用について

当省では、ケースワーカー等の資質向上に資するよう、平成20年

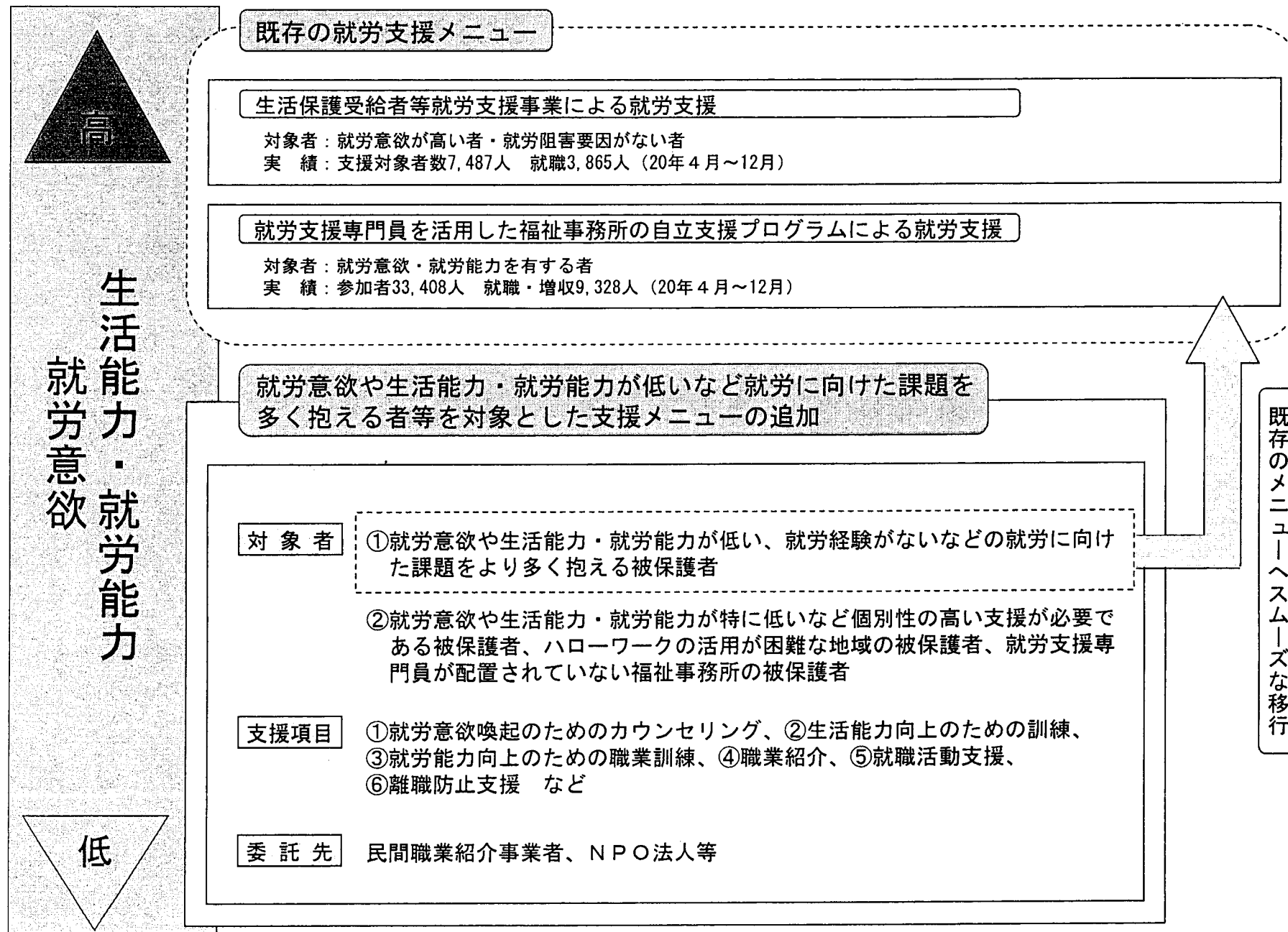
3月に、対人援助技術やケースワークに必要な基本項目を整理したケースワーカー等の自立支援業務に関するマニュアルとも言うべき「自立支援の手引き」と、面接相談業務に関する映像教材（DVD）「心の扉をひらく」を作成し、各都道府県・指定都市・中核市本庁を通じて、各福祉事務所に行き渡るよう配布したところである。これらの活用について引き続きお願いしたい。

#### ウ 演習形式による自立支援の研修の実施について

当省では、現在、都道府県・指定都市本庁が管内の福祉事務所のケースワーカー等を集めて研修会を実施すること、また、福祉事務所内で研修会を実施することを念頭に、都道府県・指定都市、福祉事務所職員自らが進行役となり、主に演習形式で対人援助技術等を習得できる研修手法について、「自立支援に関する研修の手引き（仮称）」として取りまとめているところである。

各自治体においては、「自立支援に関する研修の手引き（仮称）」等を活用しながら、自立支援業務の実践に資する研修の実施を進められたい。

# 就労意欲喚起等支援事業の実施について

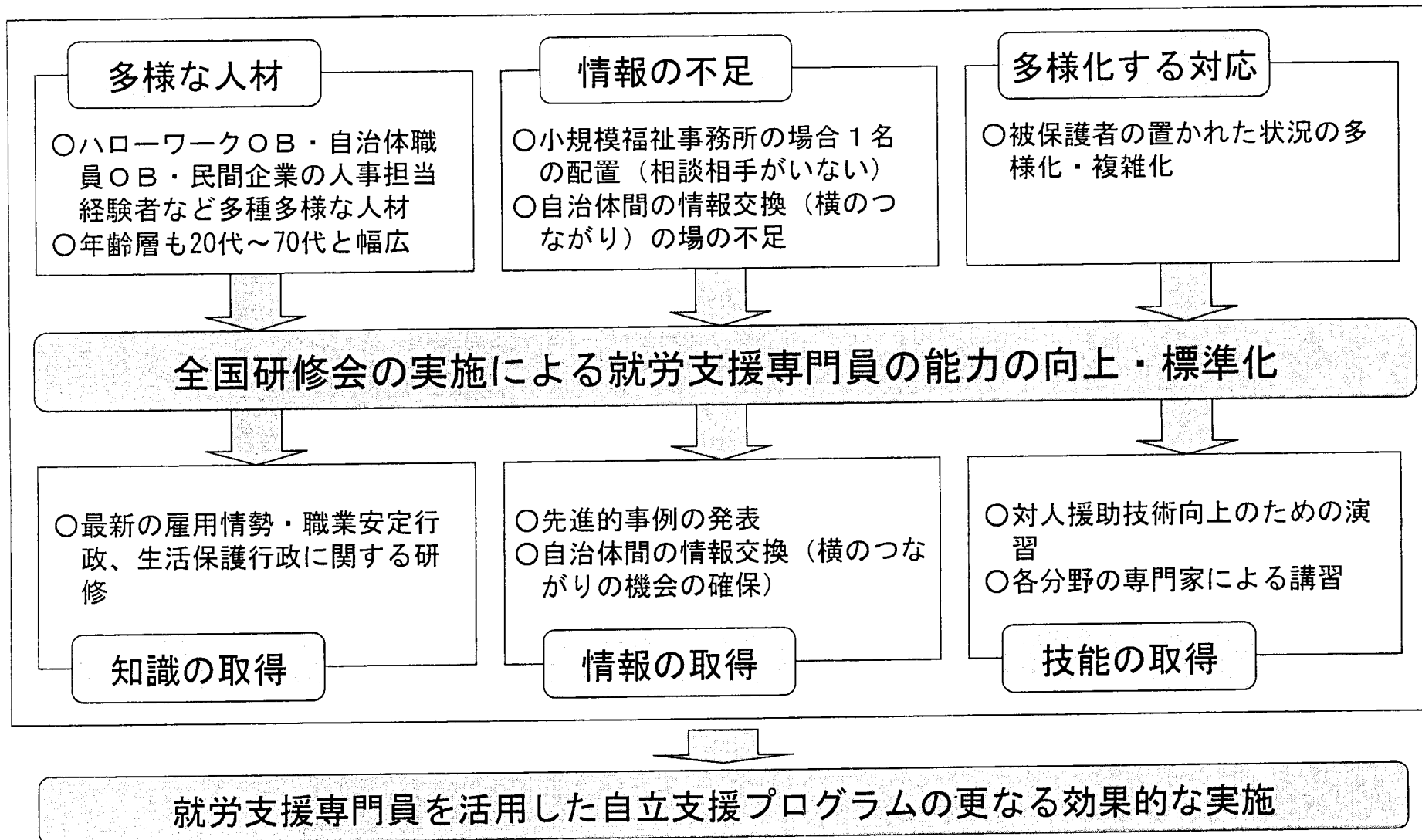




# 就労支援専門員に対する研修の実施について

○就労支援専門員を活用した就労支援プログラムにより、全国で、参加者33,408人に対し、9,328人が就職・増収（20年4月～12月）

○20年4月現在、就労支援専門員は307自治体に529人配置



#### 4 漏給防止・濫給防止対策の推進等

生活保護は、国民生活の最後のセーフティネットとなる制度であり、その運用に当たっては、①保護を受けるべき人が保護を受け（漏給防止）、②保護を受けてはならない人が受けず（濫給防止）、③保護を受けている人もその人の能力に応じた自立を図る（自立支援）ことが求められている。

このため、以下のとおり漏給防止・濫給防止策等について、より一層の推進を図ることとしたので周知願いたい。

##### (1) 保護の相談・申請時における適切な窓口対応について

生活保護の相談に当たっては、平成20年度の実施要領改正において新たに規定を創設し、申請権を侵害しないことや、関係機関の連携等により要保護者の発見・把握に努めることなどに留意する旨通知したところである。特に、保護の申請権は生活保護法が保障する権利であり、保護の相談に当たっては、申請権を侵害しないことは言うまでもなく、申請権を侵害していると疑われる行為自体も厳に慎むべきものである。

保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認することが必要である。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言指導を行うことが必要である。

また、先般、都道府県本庁及び指定都市本庁に寄せられた生活保護の相談者からの意見・苦情の状況について調査を実施したところ、生活保護制度の説明が不十分であったこと、窓口職員の態度や言葉使いが悪かったこと、相談後も生活状況に変化がなかったこと等の意見が見られた。

管内実施機関においては、とりわけ、申請意思の有無について、面接記録表にチェック項目を設けるなどの方法で確実に記録し、相談内容・対応結果と併せて、幹部職員の決裁を受けるようお願いしたい。こうした取組を徹底するため、「生活保護法施行細則準則について」（平成12年3月31日社援第871号厚生労働省社会・援護局長通知）に規定する様式第

1号「面接記録票」を改正し、相談時に確認が必要な事項を盛り込むことを予定している。

また、平成20年12月22日事務連絡を発出し、「就職安定資金融資」事業など各種施策等を周知の上、他法他施策の活用や、関係機関との連携を図るとともに、これらの施策を相談者に丁寧に紹介することをお願いしたところである。その際、相談者の申請権を侵害することはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう、入念的にお願いする。

特に失業等により居住を失った相談者などについては、各種施策の活用や、関係機関との連携が不可欠であることから、上記事務連絡を十分留意の上、引き続き適切かつ迅速な対応に努めるようお願いする。

## (2) ホームレスに対する保護の適用について

平成15年7月31日に告示された「ホームレスの自立の支援に関する基本方針」が見直され、「ホームレスの自立の支援に関する基本方針」（平成20年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号）が新たに告示されたところであるが、同基本方針においてホームレスに対する生活保護の適用については、従前のおりで特段の変更はないものである。

これまで同様、ホームレスについても、法の原則に従い、資産、能力その他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者に対し、自立に向けて必要な保護を実施することとしている。

改めて、同基本方針及び「ホームレスに対する生活保護の適用について」（平成15年7月31日社援保発第0731001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、ホームレスに対する生活保護の適用について以下の点に特に留意の上、管内実施機関に周知願いたい。

- ① ホームレスに対して生活保護を適用するに当たっては、当該ホームレスの状況に応じた保護を行うため、まず、当該ホームレスがどのような問題（身体的・精神的状況のほか、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を抱えているのか十分に把握すること。

特に、保護を適用する際に、居宅生活が適当であるのか、何らかの援助が必要であるため保護施設等への入所が適当であるのか、自立支援セ

ンターへの入所が適当であるのかを判断するために、別冊問答で示した視点等を参考にアセスメントを十分に行うこと。

- ② ①により把握されたホームレスの状況や利用し得る地域の社会資源の状況等を総合的に勘案して、ケース診断会議等において、保護の要否を判断し、保護を要する場合には保護の方法を検討し、援助方針を策定すること。
- ③ 直ちに居宅生活を送ることが困難であると判断された者については、保護施設や社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行うが、ホームレスの状況によっては、養護老人ホームや障害者支援施設等への入所を検討すること。
- ④ 直ちに居宅生活ができると認められた者については、公営住宅等を活用することにより居宅において保護を行うこと。また、保護開始時に居宅生活ができると認められた者であって、公営住宅への入居ができず、住宅を確保するため敷金等を必要とする場合は、保護の実施要領局長通知第7の4の(1)のキにより取り扱うこと。

なお、この場合、敷金等が支給できるのは、居宅生活ができると認められた者に限られるものであることに留意されたい。また、「居宅生活ができると認められる者」の判断方法については、保護の実施要領課長通知第7の間78、及び別冊問答を参照されたい。

- ⑤ 保護の相談時において、就労意欲と能力はあるものの失業状態にあって、各種就労対策を実施しても就労が困難であると判断される者については、自立支援センターへの入所を検討すること。

この場合、入所中の生活は自立支援センターで保障されていることから、医療扶助を除き基本的には生活保護の適用の必要はないものである。ただし、自立支援センターへの入所が適当と認められる者であっても、本人から保護申請の意思が表明された場合には、保護の申請を受理したうえで、上記①及び②の手順に従い検討を行うこと。

また、保護を適用せずに自立支援センターへ入所した場合であっても、結果的に就労による自立に結びつかず、自立支援センターを退所するに至った者については、退所の時点で改めて保護申請の意思を確認し、保護の要否を判断し、必要な保護を行うこと。

### (3) 職を失った派遣労働者等に対する生活保護の適用について

派遣労働者等が職を失った場合の対応については、1頁でお示したとおり、ハローワーク等との連携を強化し、まずは就職安定資金融資制度などの他施策についての懇切丁寧な情報の提供と支援を行うことが必要である。これらの者から生活保護の相談・申請があった場合には、(1)及び(2)でお示した事項を踏まえ、申請権の侵害と疑われるような行為は慎むとともに、住所のない者に対する保護の適用の一般原則に従い、居宅生活が可能か否かの判断を行った上で、適切に保護の決定を行うことが必要である。

とりわけ、保護の実施機関において、相談者の意に反して他の自治体への移動をすすめる行為は認められないものであり、相談を受けた現在地の実施機関が必要な支援を行うようお願いする。

なお、年末年始にかけて、日比谷公園にいた複数の者が特定の福祉事務所に申請を行った件については、現在地保護の原則に従い、申請時点での現在地を所管する福祉事務所が対応したところである。この生活保護の決定に関しては、年末年始に大量の申請が一の福祉事務所に対して行われたこと、東京都等の施設の使用期限を考慮すると緊急の対応が必要とされる状況にあったことなどから、特例的に迅速な対応が行われた。

今後の職を失った派遣労働者等からの保護申請における対応については、通常の手順に従い必要な審査を行った上で、法定期間内での適切な処理に努められたい。

特に、稼働能力の活用の判断に当たっては、保護の実施要領の規定に従い、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かにより判断することとなる。したがって、単に稼働能力があることをもって保護の要件を欠くものではない。一方で、実際に稼働能力を活用する就労の場を得られるにもかかわらず職に就くことを拒んでいる場合は保護の要件を欠くこととなる。このため、本人の生活歴・職歴等を聴取し、本人の稼働能力に見合った就労の場が得られるかどうかについて十分見極め、必要な支援を行われたい。

(4) 要保護世帯向け長期生活支援資金(リバースモーゲージ)の活用について

要保護世帯向け長期生活支援資金制度は、居住用不動産の取扱いに関し、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」や全国知事会・全国市長会より、資産活用を徹底するべきであるとの指摘を踏まえて創設されたところであり、平成19年度から各自治体において実施している。

しかしながら、平成20年9月末時点の実施状況を調査したところ、生活保護受給中の者に対する本貸付制度への移行手続きが遅れている状況にある。

この結果を踏まえ、特に取組みが遅れている自治体に対し、昨年12月にヒアリングを実施し、社会福祉協議会へ必要書類の提出ができない理由を中心に、個別の具体的な理由等についての実態を把握したところである。

このヒアリングの結果、本貸付制度の利用にあたっては、主に以下の理由により利用が滞る場合が考えられる。

- ① 対象となる要保護世帯の本貸付制度に対する理解が乏しく、制度説明に時間を要すること。
- ② 推定相続人の同意を得る際に、様々な要因で時間を要すること。
- ③ 認知症等により判断能力が十分でない者については、成年後見制度等の手続きに時間を要すること。
- ④ 各自治体と社会福祉協議会の間で、本貸付制度の利用にあたっての調整等が十分行われていないため、利用が困難な状況にあること。

①については、引き続き各実施機関において、本貸付制度の内容や創設された趣旨等について丁寧な説明をしていただき、対象世帯の理解を求めよう願います。

また、本人の同意を得るための効果的な方法として、まず先に推定相続人に理解を促し、推定相続人の方から本人に働きかけることも検討されたい。

②について、推定相続人の同意確認を行う目的は、借受人の死亡後の償還事務を円滑に進めるためであり、そのため保護の実施機関において推定相続人に制度の趣旨を十分説明していただき、可能な限り同意を得ることとしているが、同意は本貸付制度の要件ではない。同意を得られ

ない場合であっても、借入申込を行うことはできることとなっている。

①及び②のいずれも、本制度については、被保護者の扶養義務者が被保護者に十分に援助しなかったにも関わらず、家屋、土地等を遺産相続することが国民の理解を得られないことを踏まえて創設されたものであることを理解の上、粘り強く対応を継続していただくようお願いする。

また、資産の活用は、生活保護適用の要件でもあるため、十分な説明を行ったにも関わらず、合理的な理由なく本制度の活用を拒む場合については、当該世帯に対する生活保護法第27条に基づく指導指示についても検討をお願いする。

③については、平成21年度実施要領改正において、成年後見制度の活用を図る際に必要な経費を一時扶助として支給する取扱いを予定しており、今後さらに積極的な成年後見制度の活用をお願いする。

また、法務省等が実施する各種施策や当省老健局及び障害保健福祉部が実施する成年後見制度利用支援事業など、他法他施策等も最大限活用していただくようお願いする。

④については、日頃より保護の実施機関と社会福祉協議会の円滑な連携を図るとともに、保護の実施機関において本貸付制度の申請手続きが滞留することなく、速やかに社会福祉協議会における貸付審査に移行されるよう、管内実施機関に指導願いたい。

なお、貸付への移行がよりスムーズに行えるよう、現在本貸付制度主管課である地域福祉課とも調整中であり、今後何らかの対応策を示す予定である。

上記事項を踏まえ、管内実施機関に対し、本貸付制度の趣旨について再度理解を求め、さらに積極的な取組を促すとともに、活用が困難な事例については、活用できない理由及びその対応策の検証を行うよう指導願いたい。

また、各都道府県、指定都市及び中核市の本庁においては、円滑な実施が図られるよう、本貸付制度への移行に関する各対象世帯毎の進捗状況を定期的に管理するとともに、適宜必要に応じて実施機関に対し助言・指導するなど積極的なフォローアップを行い、可能な限り速やかに全ての貸付対象世帯が本貸付制度に移行できるよう努められたい。

(5) 年金担保貸付利用者の取扱いについて

年金担保貸付を利用している者への対応としては、「生活保護行政を適正に運用するための手引きについて」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき実施しているところである。

しかしながら、自治体から当省への情報提供の際の誤り、又はその情報を当省が委託した業者がデータ化する際の誤りなど、事務的な誤りなどによって貸付審査時に当該情報が反映されない事例等が生じているところである。このようなことは、生活保護費の濫給につながるばかりでなく、生活保護を受給していない者が年金担保貸付を利用できないといった事態にもつながるおそれがある。

当省としても委託業者に対して事務的な誤りがないよう指導しているところであるが、各実施機関においても年金番号等の情報が誤りなく正確に当省へ提供されるよう、周知願いたい。

なお、情報提供の際に特に生じやすい誤りの事例として、以下のものがあるので留意願いたい。

- ① 対象者の氏名（カタカナ）を、例えば「ヅ」と「ズ」の記載誤り。
- ② 保護開始日と生年月日の記載誤り（記載事項を逆に記載する等）。
- ③ 年金番号の記載誤り。
- ④ 保護廃止時の情報提供漏れ。

また、現在、年金局及び（独）福祉医療機構とともに、

- ① （独）福祉医療機構へ情報提供する被保護世帯の対象範囲の拡大。
- ② 年金担保貸付を契機に生活が困窮しないような金融機関による貸付審査時の対応。
- ③ 年金担保貸付を利用したことにより過去に生活保護を受給した者に対する、一定期間の貸付制限。

等の新たな対応を検討している。

具体的な方策については、平成21年度中にお示しする予定であるのでご了解願いたい。



(6) 生活保護業務の実施方針の策定について

生活保護業務実施方針については、各実施機関において効率的かつ効果的な業務運営が行われることを目的として策定をお願いしているものであり、「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」(平成17年3月29日社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)において、その策定方法を具体的に示しているところである。

しかしながら、総務省の行政評価・監視において、実施方針が策定されていない事例や同通知において盛り込むべきとされている事項が盛り込まれていない事例が多数見受けられたことから、当省から自治体に対して「福祉事務所の現状及び課題の把握を踏まえた的確な実施方針の策定を一層徹底するよう、必要な助言を行う必要がある」との勧告がなされている。

本方針の策定の趣旨を再度ご理解の上、管内実施機関に対しては、同通知の周知を図るとともに、的確な実施方針を策定されるよう助言されたい。

(7) 課税調査の徹底及び早期実施について

課税調査については、保護の実施要領局長通知第12の3において、「被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、年1回、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査すること。」としている。実施機関においては、この規定に基づき不正受給の早期発見及び未然防止に努められているところである。

しかしながら、今般、会計検査院より、一部の自治体における、課税調査が速やかに行われなかったこと、その後の事務処理が適切でなかったことなどにより、未申告の就労収入が適正に収入認定されなかった事例について、改善の必要がある旨の指摘があったところである。

については、今後、このような事例が生じないように、下記の事項について取組みが必要である。

① 調査の実施時期及び調査により未申告の収入が判明した場合の事務処理等について

各実施機関が作成する実施方針に基づく事業計画において、課税調

査を6月以降速やかに実施することを明記し、早期の調査を実施する。  
また、調査の結果、現在も継続して収入があることが判明した場合には、当該収入について遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理を行うこと。

② 実施機関における課税調査の組織的な実施体制の整備について

課税調査の実施漏れや実施の遅れ等の事態を防止するため、主に査察指導員の進行管理を中心として、課税調査を的確に行う点検体制の整備を図ること。

これらの事項については、「課税調査の徹底及び早期実施について」(平成20年10月6日社援保第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により通知したところであるので、再度確認の上、管内実施機関に対し周知いただき、指導監査時においても御留意いただきたい。

(8) 生活保護実施に係る自治体間の情報共有・相互評価の推進について

今日の被保護世帯は、傷病・障害、精神疾患など様々な問題を抱えており、また、相談に乗ってくれる人がいないなど、社会的なきずなが希薄な状態にあるといわれている。

一方で、多くの自治体については、生活保護担当職員が不足しており、こうした被保護世帯にきめ細やかに対応する上での様々な問題を抱えている現状にある。

こうした問題に対応するためには、各自治体は、同様の課題を有する他の自治体と一緒に、情報やノウハウを共有し、課題に対する分析や検討を行い、相互に政策評価を行うこと(いわゆるPDCAサイクルの実施)が有効であると考えられる。

複数の自治体間で協議会を設置し、生活保護の実施に係る情報・ノウハウの共有や、社会福祉士等の第三者をアドバイザーとして問題の分析や対応の検討、相互の業績評価等を行う場合には、必要な費用をセーフティネット支援対策等事業費補助金により支援をしているので、これを積極的に活用し、自治体間における生活保護実施上の問題解決に向けた取組をお願いする。

なお、実施に当たり、各自治体において意見や要望、提案等がある場合には、連絡をお願いしたい。

(9) 現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止について

会計検査院の平成19年度決算検査報告において、212福祉事務所を  
実地検査した結果43福祉事務所で現業員等による詐取等が発覚している  
状況が指摘された。現業員等による生活保護費の詐取等が散見されたのは、  
生活保護行政に対する国民の信頼を損なうものであり、誠に遺憾である。

このため、今般、生活保護費の支給事務の適正な実施及び現業員等による不正事案の再発防止対策について、以下のとおり通知する予定であるので、生活保護費の支給等事務の適正な実施とその再発防止策を講じ、より一層の生活保護行政の適正な運営について、実施機関を指導されたい。

【通知（案）概要】

現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止について

保護の実施機関においては、生活保護費の支給等について適正な事務処理が必要不可欠であるが、近年、現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案が発生しており、このことは生活保護行政に対する国民の信頼を損なうものであり誠に遺憾である。

会計検査院の平成19年度決算検査報告においても、実地検査した212福祉事務所のうち43福祉事務所における現業員等による詐取、領得、事務け怠及び亡失（以下、「現業員等による詐取等」という。）の事態について、また、167の福祉事務所において、現業員等による詐取等が発生した上記43福祉事務所と同様の事務処理上の不備が見受けられた旨の指摘がなされており、生活保護費の支給等事務の適正な実施及び不正事案の再発防止については是正改善措置が求められたところである。

各自自治体におかれては、詐取等を行った現業員等に対し懲戒処分等の厳正な措置が講じられているところであるが、今後、現業員等による詐取等が発生した福祉事務所は勿論のこと、現業員等による詐取等が発生していない福祉事務所についても不正事案が発生しないようその再発防止対策を更に徹底する必要がある。

また、当該詐取等により不適正支出された生活保護費負担金については、その適正な精算を行い返還手続きを講じる必要がある。

については、下記の事項に留意の上、生活保護費の支給等事務の適正な実施とその不正事案の再発防止対策を講じ生活保護行政の適正な運営に資するよう、実施機関を指導されたい。

1 生活保護費の支給等の事務処理の適正化について

- (1) 生活保護費及び生活保護法第63条の返還金等に係る詐取及び領得を防止するため、現業員等の事務の範囲、保護金品の支給及び返還金の管理、現業員等の現金の取扱い手順、決裁権者等を明確にした事務処理規程等を整備するよう指導すること。
- (2) 生活保護費の窓口払いが行われている実施機関については、窓口払いの必要性の可否を検討し、可能な限り縮減を図ること。また、現業員の出納業務への関与の縮減を検討し、事務処理方法の見直しを図るよう指導すること。

(3) 現業員等が、虚偽の保護決定調書を作成し架空の生活保護費の支給手続き等を行い、生活保護費を詐取、領得した事例が発覚したことから、今後このような事例を防止するため、査察指導員等は、被保護世帯の生活指導等の現業活動の把握、課税調査結果、保護決定通知書の送付の点検など、現業員等の事務処理の審査や業務の進行管理を徹底するよう指導すること。また、被保護者等からの生活保護費、返還金等に関する問い合わせの受付体制の整備を図るよう指導すること。

(4) 生活保護費の支給事務に当たっては、多くの自治体において電算システムを導入し業務の効率化が図られているところである。

しかしながら、一部の自治体において、電算システムの中で支給決定に当たっての決裁機能が組み込まれておらず、担当員の起案したデータが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ、不適切に生活保護費が支給されるといった事案が見受けられた。

このような取扱いは、現業員等の詐取等につながる恐れがあり、決裁を経ずに生活保護費の支給手続きを行うことは決してあってはならないものである。

生活保護費の支給事務においては、決裁権者は担当員の起案内容について十分な審査を行い、自らの決裁を経た上で、適切に支給されるよう徹底するとともに、電算システムを導入している実施機関においては、支給決定に当たっての決裁機能を活用するなどの方法により、決裁権者が電算システム上で内容確認を行った上で支出を行うよう指導すること。

なお、このための電算システム改修等に必要な費用については、セーフティネット支援対策等事業費補助金により支援することとするので、活用願いたい。

## 2 現業員等による詐取等不正事案の把握及び指導監査時の確認について

- (1) 現業員等による詐取等不正事案が発生した場合は、直ちに別添1により厚生労働省へ報告すること。
- (2) 上記(1)に係る事案については、その後の処置状況が確定次第、速やかに別添2により厚生労働省へ報告すること。
- (3) 各実施機関における上記1の実施状況を指導監査等を通じ確認し、履行状況が不十分な場合は改善のための指導を行うこと。

## 3 現業員等の詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算について

以下、(1)・(2)により行うこととなるので、管内実施機関に対して周知すること。

### (1) 現業員等による詐取、領得事案に係る精算の方法について

現業員等の個人的な詐取、領得事案に係る国庫負担金の精算については、「生活保護費等の国庫負担金について」（平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331012号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。）の別紙様式11「生活保護費等国庫負担金にかかる事業実績報告の訂正について」を提出させ、発生年度ごとに交付額の再確定を行う。

ただし、実施機関の組織的な関与が認められる詐取、領得事案については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）第17条第1項を適用し交付決定の取消を行う。

### (2) 現業員等による事務け怠、亡失事案に係る精算の方法について

事務け怠、亡失事案に係る国庫負担金の精算については、交付要綱の別紙様式8「生活保護費等国庫負担金にかかる事業実績報告書について」の別紙1「生活保護費等国庫負担金精算書」の「返納金、徴収金、その他の収入」

欄に精算時において、当該年度分として一括計上し精算すること。  
なお、当該精算額については、不納欠損額には計上しないこと。  
(49頁「② 現業員等の詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算について」  
参照のこと。)

(10) 代理納付等の適切な活用について

生活保護制度における代理納付等については、平成19年度に会計検査院において、

- ① 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の各徴収担当部局との連携が十分でなかったため、被保護者の介護保険料等の納付状況を把握していないこと。
- ② 介護保険料加算等の代理納付等について関係機関との調整等が整っておらず、代理納付等の活用が図られていないこと。

などから、介護保険料等が未納となっている事例が認められ、適切に代理納付等を活用すること等により、これらの未納防止が図られるよう是正改善を行うべきとの指摘を受けたところである。

また、平成20年度においても、会計検査院より上記指摘内容について、取組が十分進んでいない旨の指摘がなされたところである。

については、未納状況のさらなる積極的な改善に向け、「生活保護制度における代理納付等の適切な活用について」(平成19年10月5日社援保第1005002号、社援指第1005001号厚生労働省社会・援護局保護課長、総務課指導監査室長連名通知)に基づき、適切な取組を行われたい。

なお、民間住宅家賃を滞納している者に対する代理納付制度の活用についても、公営住宅と同様に検討し、住宅扶助の適正な運用に努められたい。

(11) 無料低額宿泊所等に関する留意点について

平成20年度に一部の自治体において、無料低額宿泊所の運営主体が組織的に生活保護の不正受給に関与した事案が発生したため、同様の事案の再発防止の観点から、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に対する

留意事項について」(平成20年12月10日社援保第1210001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を発出し、以下の事項についてご留意いただいているところである。

- ① 都道府県、指定都市及び中核市本庁の無料低額宿泊所所管課においては、定期的に社会福祉法第70条に規定する調査を事業者に対し実施し、無料低額宿泊所の適切な運営が確保されているか確認すること。
- ② 各実施機関においては、一般住宅に居住する被保護者と同様、無料低額宿泊所に居住する被保護者に対しても訪問活動を行い、生活実態の把握に努めるとともに、施設内において適切な支援が行われているか随時確認すること。その際、施設において不適切な処遇がなされていることが確認された場合は、無料低額宿泊所の所管課へ直ちに連絡し、情報を提供すること。

なお、居宅生活が可能と判断された場合は、必要に応じて一般賃貸住宅への転居等の支援に努めること。

- ③ 日頃より、生活保護所管課と無料低額宿泊所所管課は、必要な情報を随時交換するなど、連携の強化に努めること。

しかしながら上記通知発出後、一部の自治体において無料低額宿泊所事業者が生活保護受給中の入居者の金銭を不適切に管理するといった事件が生じたところである。

再度、上記通知に留意の上、対応を図られたい。特に、被保護者に対する定期的な訪問活動を通じた実態の把握を徹底し、入所者への処遇等について問題がないか確認を行い、適切な対応を図られたい。

## (12) 扶養義務調査の適切かつ効果的な実施について

生活保護の適正な運営を図るため、保護の実施機関においては、適切な扶養義務調査の実施に努めることとなっている。保護の実施要領においては、特に「重点的扶養能力調査対象者」について、相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、可能な限り実地調査をすることとしているところである。

しかしながら、今般、前述の行政評価・監視において、総務省が一部の

自治体を調査したところ、扶養義務者に事前の調査や連絡を行わず、扶養能力の事前確認が不十分なままで同調査を実施している事例や、また、調査の結果、金銭的な援助が全く得られない事例が見受けられたところである。この結果を踏まえ、総務省より以下の勧告がなされている。

- ① 福祉事務所において、管外に居住する扶養義務者に対して実地に調査を実施する場合には、事前の調査、連絡を徹底するよう、都道府県、市及び福祉事務所を管理する町村を指導すること。
- ② 管外への扶養義務調査について、その効果の分析・検証を十分に行い、その結果に基づいて同調査の在り方を検討すること。

このため、管内実施機関に対しては、本勧告を踏まえ、管外に居住する扶養義務者に調査を実施する場合、事前に当該扶養義務者の収入等について可能な限り把握し、調査日時等について事前に調査先へ連絡するよう指導されたい。

扶養義務者に対する実地調査の意義は、経済的援助のみならず、精神的援助も得られることが期待できるほか、扶養義務者に対し直接的な働きかけを行うことで、一般世帯からの生活保護制度の信頼を維持し、モラルハザードを防止することにもつながるものであり、その結果は、必ずしも金銭的援助の額だけで評価できるものではないが、先般、国庫補助を活用した実地調査の効果について検証を行ったところ、一部の自治体においては、管外旅費等に要した費用と比較し、効果額が低い自治体も見られたところである。

平成21年度以降、各自治体については、その執行について十分検討した上で国庫補助協議を行われたい。なお、来年度の国庫補助協議の際は、実績等について別途通知により確認を行う予定であるのでご了承願いたい。

### (13) 通院移送費等の適正化について

被保護者の適切な処遇の確保並びに生活保護費の適正支出を図る上で、医療扶助の適正運営は重要な課題であることから、各都道府県市においては、長期入院患者の退院促進や頻回受診者に対する適正受診指導など、医療扶助の適正化対策について、地域の実情に応じた積極的な取組をお願いしたい。

特に、医療扶助の通院移送費については、

- ① これまでの支給基準が「移送に必要な最小限度の額」となっており、

全国的に統一された運用がなされていなかったこと、

- ② 平成19年度に移送費の不適正な支給事例が相次いで発生した一因として、これまでの支給基準が不明確であったことも考えられたこと、などから、濫給・漏給を是正する観点から、平成20年4月以降、局長通知や課長通知等を発出し、給付範囲等の基準及び審査等の手続きを明確化したところである。

その後、これらの通知等の趣旨に反して、一部において「交通費の打ち切り」ではないかとの意見があったことから、平成20年6月に改めて通知を発出し、

- ① 「移送に必要な最小限度の額」というこれまでの基準を変更するものではなく、  
② もとより、必要な医療を受けられなくなることがあってはならず、必要な交通費は支給されるべきである

ということを明確にし、この点については、各実施機関等に対して、様々な機会を通じて、周知・徹底を図ってきたところである。

各福祉事務所においては、今後とも、平成20年4月以降に発出した一連の通知及び事務連絡で示した一定の手続きにのっとり、個々の事案ごとに十分な検討を行い、不正受給や過大給付などが発生しないよう「濫給の防止」に努めるとともに、画一的な取扱いによって一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなるようなことのないよう「漏給の防止」にも努められたい。

また、平成20年4月以降に通院移送費の給付内容を見直した事案や新規申請で支給を認めなかった事案についても、当該被保護者の通院状況等を定期的に確認するなど適切なフォローアップを行い、必要に応じて、通院移送費の給付の必要性を再度検討するなど、被保護者の必要な医療を受けるための通院が阻害されないよう指導をお願いしたい。

#### (14) 他法他施策の適切な活用について

生活保護の決定実施に当たっては、生活保護制度における補足性の原理により、他法他施策の優先活用が前提となっているところである。このため、被保護者のおかれた状況を的確に把握し、障害者自立支援法に基づく



自立支援給付など他法他施策の活用が可能な者に対しては、他法他施策の適切な活用を図るよう指導を徹底されたい。

特に、自立支援医療の対象である人工透析医療については、平成19年度より自立支援医療の給付を優先することとしているにもかかわらず、いまだ医療扶助を適用している実施機関が見受けられる。

このため、このような実施機関に対しては、医療扶助により人工透析医療を受けている者の把握及び該当者に対する自立支援医療の申請指導などの取組を行うよう指導を徹底されたい。

また、介護扶助の適用を受けている40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者以外の者であって、障害者自立支援法に基づく介護給付費等が活用できる者については、介護保険の被保険者と異なり、介護扶助に優先して障害者自立支援法に基づく介護給付費等を適用することとなっているので、特段の理由なく、介護扶助を優先適用することのないよう留意されたい。

#### (15) 施術の給付の取扱いについて

柔道整復の給付については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合及び脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合には医師の同意が不要であるにもかかわらず、被保護者に対して事前に医療機関への受診を求めるなど、誤った取扱いが一部の実施機関において行われていたことから、平成13年度以降、課長通知や事務連絡等により、その取扱いの是正を図ってきたところである。

こうした取組により、現在では、被保護者に対する施術の給付が適切に行われているものと考えているが、今後とも誤った取扱いがなされることのないよう、新任現業員に対する基礎的な研修や現業経験のない査察指導員に対する研修等を実施する際には、施術の給付の取扱いについても周知・徹底を図るよう、管内実施機関に対して指導を徹底されたい。

#### (16) 生活保護行政における暴力団員への対応について

##### ア 暴力団員対策の再徹底

生活保護行政における暴力団員への対応については、「暴力団員に対

する生活保護の適用について」（平成18年3月30日社援保発第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において定めており、具体的には、①申請者等が暴力団員であると疑われる場合には、警察等の関係機関と十分に連携し、組織的な対応を行うこと、②相談・申請段階又は受給中において暴力団員であると疑われる場合には、警察に暴力団員該当性に係る情報提供を求めること、③警察との連携強化のため、定期的に又は必要に応じた協議等を行うこと等を定めている。

しかしながら、最近においても暴力団員の関係する不正受給事案が発生しており、暴力団員対策の必要性が高まっていることから、実施機関におかれては、現時点における同通知に基づく取組を改めて徹底していただきたい。

#### イ 暴力団員対策の強化

現在、厚生労働省においては、警察庁と連携し、暴力団員対策の強化方策について検討している。具体的な検討項目としては、①警察への情報提供依頼の見直し、②警察等関係機関との協議会、連絡会等の設置の促進、③行政対象暴力への対応等に係る手引きの作成と活用である。

このうち、①については、内容が固まり次第、実施機関にお伝えすることとしているので、その実施に当たってはご協力願いたい。

また、②については、平成21年度予算（案）において、セーフティネット支援対策等事業費補助金による事業として、「行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化事業」が認められたところである。具体的には、

（ア）都道府県本庁又は福祉事務所において、警察との連携体制の構築や暴力団情勢等に関する情報交換を行うため、都道府県警察本部又は警察署との連絡会議を定期的を開催すること

（イ）生活保護担当職員に対し、行政対象暴力に関する専門的知識・技能等についての研修等を開催すること

に対し補助を行うこととしている。各自治体においては、同補助金を活用するなど警察との連携強化に向けた積極的な取組をお願いする。

さらに、③については、行政対象暴力への対応を含む福祉事務所にお

ける適切な対応のための手引きを作成しているところであり、今年度内に各自治体に配布する予定である。各自治体においては、同手引きの活用を図るなど行政対象暴力に対して毅然とした対応をとるようお願いする。

## 5 その他

### (1) 生活保護関係予算について

#### ア 平成21年度予算(案)について

##### (ア) 保護費負担金

保護費負担金については、各扶助ごとの給付実績を基礎としたうえで、直近の被保護人員の伸び等を踏まえるとともに、生活保護受給者に対する就労支援策の更なる充実や母子加算の見直し等による影響を踏まえ、平成21年度予算(案)においては、対前年度916億円増(+4.7%増)の2兆585億円を計上しているところである。

なお、最近の厳しい雇用情勢の中、被保護人員の伸び率が増加傾向へ転じていること等を踏まえ、平成20年度第2次補正予算においては、当初予算に415億円を追加計上したところである。

#### 平成21年度予算(案)の状況

	20年度予算	21年度予算(案)	増△減額
保護費負担金	1兆9,669億円	2兆585億円	916億円

#### 平成20年度予算の状況

	20年度当初予算	20年度補正後予算	増△減額
保護費負担金	1兆9,669億円	2兆84億円	415億円

#### (イ) セーフティネット支援対策等事業費補助金

セーフティネット支援対策等事業費補助金については、平成21年度予算(案)において、対前年度15億円増の210億円を計上しているところである。

このうち、生活保護関係の新規事業としては、就労意欲や生活能力が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者に対する支援を行う「就労意欲喚起等支援事業」及び保護の実施機関と警察との連携・

協力体制を構築する「行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化事業」を新たに創設することとしている。

#### 平成21年度予算（案）の状況

	20年度予算	21年度予算(案)	増△減額
セーフティネット支援 対策等事業費補助金	195億円	210億円	15億円

#### イ 生活保護関係予算の執行について

##### (ア) 生活保護費等負担金

##### ① 平成21年度の執行について

各自治体への生活保護費等負担金の交付は、予算の効率的な執行の観点から、各自治体より報告された所要見込額に基づき行っているところである。

平成21年度においても、四半期ごとに所要見込額を把握することとしているが、最近の雇用情勢等の悪化から、保護動向も大きく変化しているため、各自治体においては、常に管内の保護動向等を踏まえ、適切に所要額を算出するとともに、これに必要な財源措置を講じられたい。

なお、毎年、所要額を過大に見込んで多額の返還金が生じている自治体が見受けられるところであるが、限られた財源を有効に活用する観点から、適切に所要額を算出されたい。

##### ② 現業員等の詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算について

会計検査院の平成19年度決算検査報告において、現業員等の詐取等に係る生活保護費が不納欠損処理された場合、現在の精算方法では、これが不納欠損額として計上され、最終的に国がその額の3/4を負担することになるので、現業員等の詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算に当たっては、返還金等の調定額に計上しつつ、不納欠損額には計上すべきではないとの指摘があっ

たところである。

これを踏まえ、現業員等の詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算の取扱方法について追って通知することとしているが、詐取等に係る生活保護費については、返還金等の調定額に計上しつつ、不納欠損額としては計上しない取扱いとする方向であるので、各自治体におかれては、その旨ご了知の上、適切に国庫負担金の精算を行われたい。

- ③ 調定額の計上及び調定後の債権管理等に係る留意事項について過去に会計検査院より、生活保護費負担金交付額の精算にあたり、返還金等として収納済額のみを調定額に計上したため、国庫負担金の精算が過大となっている事例について指摘を受けたことを踏まえて、「生活保護費国庫負担金の適正な精算について」（平成17年9月29日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、各自治体にその取扱い等を周知しているところであるが、会計検査院の平成19年度決算検査報告において、未だ改善されていない自治体が見受けられるとの指摘があったところである。

については、各自治体においては、本通知の趣旨を踏まえ、今後このような事態が生じないように、適切に国庫負担金の精算を行われたい。

また、地方自治法に基づく納入の指導や時効中断措置等の必要な措置を行わず時効となり、結果として不納欠損とすることは適切な処理とは認められないので、調定後の債権管理等についても、適切に行われたい。

#### (イ) セーフティネット支援対策等事業費補助金

セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る実施要綱及び平成21年度の交付方針は別途通知することとしているが、平成21年度においては、「就労意欲喚起等支援事業」（事業概要については18頁を参照）及び「行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化事業」（事業概要については46頁を参照）を新たに創設す

ることとしているので、各自治体においてはこれらの事業に積極的に取り組まれない。

また、自立支援の観点から、被保護者の抱える多様な課題に対応できるように、幅広い自立支援プログラムを用意することが重要であり、特に、雇用環境が悪化している現下の情勢においては、就労支援の更なる充実が求められていることから、各自治体においては、本補助金を有効に活用し、就労支援専門員の配置などによる経済的自立に関する自立支援プログラムの一層の充実が努められたい。

なお、補助事業の採択にあたっては、事業の具体的内容及び費用対効果を踏まえて行うこととしているのでご留意願いたい。

## (2) 保護施設の運営及び整備について

### ア 保護施設の運営について

#### (ア) 保護施設通所事業等への取り組み

被保護世帯の抱える問題が多様となる中、保護施設については、従来より、

- ・ 退院促進等の受け皿として居宅での生活が困難な精神障害者を受け入れる
- ・ 障害別に機能分化された施設には適応しない重複障害者を受け入れる

などの役割を担ってきているほか、最近では、

- ・ 社会生活に適応できないため、地域での生活が難しく、施設に入所せざるを得ない者（ホームレス、アルコール・薬物依存、DV被害者等）の受け皿としても活用されているところである。

また、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告」（平成16年12月）においては、「生活支援のみならず、自立支援の観点から入所者の地域生活への移行の支援や居宅生活を送る被保護者に対する生活訓練の場として、保護施設を活用することを検討すべき」旨の指摘がなされている。

現在、保護施設入所者の地域生活への移行支援のための施策は、入所中に行われる「居宅生活訓練事業」に始まり、在宅生活移行後

の「通所事業」につながり、在宅生活が一時的に困難に陥った場合には「ショートステイ事業」を活用するという事業体系となっており、専門委員会報告にて指摘されている地域生活への移行を支援するという役割を担いつつ、保護施設の自立支援機能を充実・強化させていくためにも、これらの事業に積極的に取り組むよう管内保護施設への働きかけを行われたい。

平成20年度における実施施設数

	実施施設数	対象施設数	実施率
保護施設通所事業	37施設	207施設	17.9%
救護施設居宅生活訓練事業	21施設	188施設	11.2%

※ 救護施設居宅生活者ショートステイ事業の実施自治体数は1自治体

【参 考】

保護施設通所事業

(目 的)

精神疾患に係る患者等の社会的入院の解消を図り、被保護者が居宅で継続して自立した生活を送れるよう支援するため、保護施設退所者等を保護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施する。

(参照通知)

保護施設通所事業の実施について（平成14年3月29日社援発第0329030号厚生労働省社会・援護局長通知 別添「保護施設通所事業実施要綱」）

救護施設居宅生活訓練事業

(目 的)

救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、より、居宅生活への移行を支援する。

(参照通知)

社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて（昭和62年7月16日社施第90号 厚生省社会局長通知 別紙「施設機能強化推進費実施要綱」）



救護施設居宅生活者ショートステイ事業

(目的)

一時的に精神状態が不安定となる居宅で生活する被保護者に対し、救護施設を短期間利用させることにより、精神状態を安定させ、居宅生活の継続を支援する。

(参照通知)

セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知 自立支援プログラム策定実施事業実施要綱）

(イ) 保護施設入所者に係る援助方針の策定

平成20年度の保護の実施要領の改正において、援助方針の策定に関する規定が新たに設けられた。保護施設入所者の援助方針の策定にあたっては、当該保護施設との連絡調整を密にし、施設による個別援助計画等を参考とするなど、入所者個々の状況を十分に把握したうえで、保護施設入所者の自立支援を図る観点から行うよう努められたい。

なお、その際には、当該保護施設への入所の適否についても検討のうえ、居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れが可能な者については、これを優先することとし、関係部局と調整のうえ、必要に応じ措置の見直しを行われたい。

イ 保護施設の整備について

平成21年度の社会福祉施設等施設整備費補助金の協議に係る留意事項については、「平成21年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（平成21年2月13日社援発第0213001号厚生労働省社会・援護局長通知）により、既に通知しているところであるが、保護施設の入所者の態様は当該自治体における他法施設の整備状況等によって異なることから、保護施設の創設に当たっては、各地域における保護施設に対する需要やその役割を検討した上で必要な整備について協議されたい。

また、施設の耐震化を促進する等、施設入所者等の安全性を確保する観点から、整備後相当の年数を経過した施設については、老朽度等を勘案したうえで、施設の改築、大規模修繕等を検討されたい。

(3) 平成21年度の実施要領等の改正について

平成21年度の主な改正事項は、以下のとおりである。

ア 自動車の保有要件の見直し

平成20年度の実施要領等の改正においては、主に通勤用自動車の保有要件を緩和したところであるが、平成21年度は、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に住む者が、通院等で自動車を使用する場合について、一定の条件の下、保有を容認することとした。また、処分指導等を保留されている自動車の求職活動における使用を、一定の条件の下、認めることとした。

さらに、保有を容認されている自動車が使用に耐えない状態となった場合についても、世帯の自立のために一定の条件の下、更新を認めることとした。

イ 資格検定料の支給について

現行、生業扶助の技能修得費として支給を認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書、教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費に限定列挙されている。

しかしながら、被保護者の自立のためには、単に技能の修得を目的とした講習を受けるばかりではなく、就職に有利となるような様々な資格を取得することが有効と考えられる場合がある。また、これらの資格取得は必ずしも講習等の受講を前提としないものもある。

このため、今般、資格検定料を技能修得費の支給対象することとした。

また、現行、高校生など、高等学校等就学費を支給している者に対しては、技能修得費の併給を認めていないが、高校の授業カリキュラムなどの一環として、資格検定を受検する場合について、自立の助長の観点から支給できるよう改正を行うこととした。

ウ その他

上記の他、要保護世帯向け長期生活支援資金の利用にあたり、成年後見制度を活用するために必要となる費用や、養育費請求の調停及び審判

のため家庭裁判所への出頭する際に、移送に要する費用について、支給することができるようにするなどの改正を行うこととした。

(4) 生活保護問答集（仮称）について

今般、各実施機関における生活保護の適正な運用を確保するため、この間の社会情勢の変化や法律・制度の改正等も踏まえ、現行の別冊問答を全面的に見直し、あらたな問答集を今年度内に発出することとしたので御了解願いたい。

(5) 平成21年度の医療扶助運営要領等の改正について

平成21年度の「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。）に関する「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）及び問答集の主な改正事項等の趣旨・内容は次のとおりである。

ア 給付要否意見書（移送）の徴収について

福祉事務所は、被保護者から移送の給付の申請があった場合には、給付要否意見書（移送）により、主治医の意見を確認した上で、移送の給付の必要性を判断することになっている。

しかしながら、医療要否意見書等によっても、当該被保護者の通院等の必要性や通院に要する交通費等が確実に確認できる場合には、必ずしも移送の給付要否意見書を別途徴収する必要性はないものと考えられる。

このため、平成21年度からは、移送の給付に関する審査手続きの簡素合理化を図る観点から、課長通知に問答を新設し、医療要否意見書等により移送を要することが明らかな場合で、かつ、移送に要する交通費等が確実に確認できる場合には、給付要否意見書（移送）の徴収を省略しても差し支えないものとする。

イ 給付可否意見書（移送）の徴収期間について

被保護者が、3か月を超えて移送の給付を必要とする場合には、第4月分の移送の給付を決定する前にあらかじめ給付可否意見書（移送）等を参考に、継続の可否を検討することとなっている。

しかしながら、長期慢性疾病の患者など、明らかに3か月を超えて移送の給付が必要になることが認められ、かつ、移送に要する交通費に変動のないケースについては、必ずしも3か月ごとに移送の継続の可否を検討する必要性はないものと考えられる。

このため、平成21年度からは、上記アと同様に、課長通知に問答を新設し、被保護者の疾病等の状態により、3か月を超えて移送の給付を必要とすることが明らかな場合であって、かつ、電車・バス等の公共交通機関を利用している場合には、第7月分の移送を決定する前に、給付可否意見書（移送）等を参考に、継続の可否を検討することとして差し支えないものとする。

ウ 福祉事務所管外の医療機関の受診の可否について

移送の給付については、医療扶助運営要領第3の9の（1）のイの例外的給付の要件に該当すると認められる場合であっても、受診する医療機関については、原則として、福祉事務所管内に限るものとしている。このため、各福祉事務所においては、福祉事務所管外の医療機関を受診している被保護者に対して、病状上転医が可能であれば、福祉事務所管内の適当な医療機関を選定して、当該医療機関に転院するよう指導しているところである。

しかしながら、特に精神疾患の患者については、一部において、「転医による環境の変化等が症状悪化につながりかねない」との指摘もあること等から、各実施機関においても管外医療機関の受診を希望する精神疾患の患者等に対する移送の給付の取扱いについて、対応にバラツキが見られるところである。

このため、今般、福祉事務所管外の医療機関への受診であっても、移送の給付を認める一例として、嘱託医協議、主治医訪問等により調査を行った上で、転医による環境等の変化が、当該患者の病状悪化に

つながる蓋然性が高いと判断される場合等については、福祉事務所管外の医療機関への受診であっても移送費を支給しても差し支えない旨、新たに問答集に明記することとしたものである。

(6) 生活保護事務のIT化の推進について

ア 生活保護業務データシステムについて

近年、生活保護受給世帯が増加し続けており、また、生活保護受給世帯の抱える課題は多様化、複雑化している。このような中、適切な生活保護行政を推進していくためには、国、自治体及び福祉事務所において生活保護に関係するデータの分析を行うことが不可欠である。また、生活保護受給世帯の増加に伴う業務量の増加に対応するためにも、福祉事務所においては、生活保護業務のIT化を図り、生活保護業務の効率化を図ることが重要となっている。

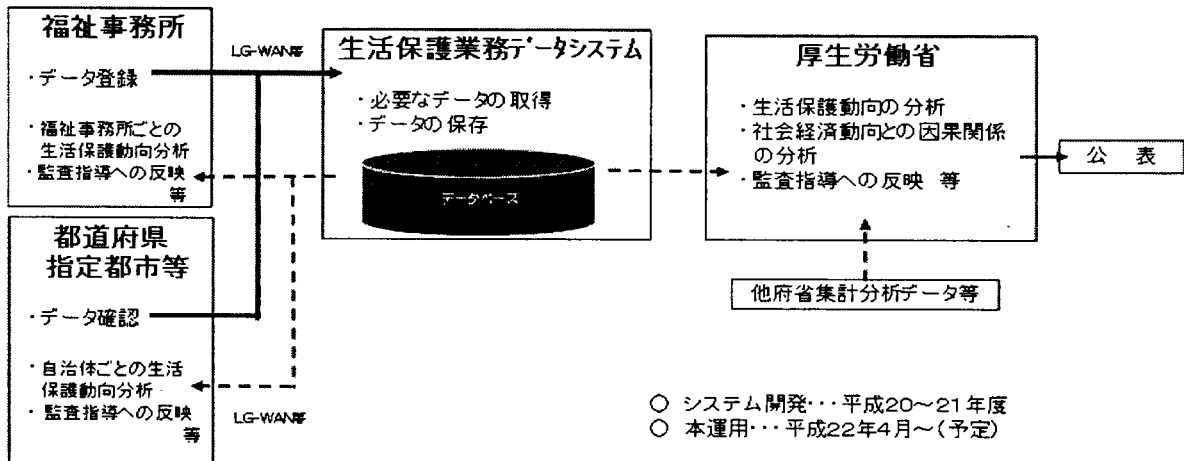
このような課題に対応するため、現在、当省による各種業務報告や調査を見直すとともに、福祉事務所及び自治体のデータを一括して定期的に収集し、当省、自治体及び福祉事務所で共用できるデータベースを構築し、より詳細な生活保護動向の分析を行い、保護の適正化対策の推進及び政策の企画立案に活用することを目的とした「生活保護業務データシステム」を導入する予定である。

同システムの内容や今後のスケジュール等の詳細については、本年1月末から2月上旬に渡って開催した「生活保護業務データシステムの導入及び医療扶助レセプトの電子化に関する説明会」において連絡をしたところであるので、各都道府県、指定都市、中核市におかれては、当該説明会の内容について、管内福祉事務所等への周知を図るとともに、同システムの導入について具体的な検討を進めるようお願いしたい。

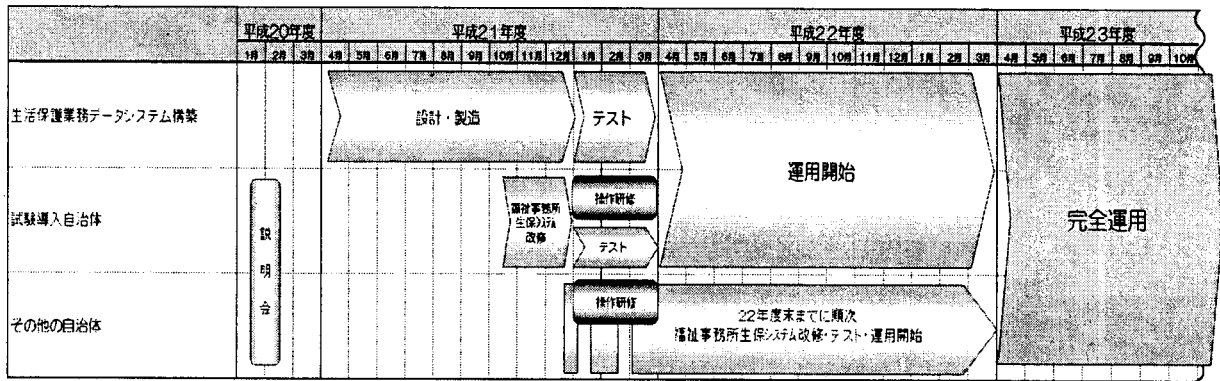
なお、説明会当日に質疑応答を行った事項や説明会終了後にファックス等によりご照会、ご要望いただいた事項については、現在検討しているところであり、今年度内に問答集形式に取りまとめ、事務連絡により配布することを予定しているのでご了知願いたい。

(参考)

生活保護業務データシステム概念図



生活保護業務データシステム運用までのスケジュール



イ 医療扶助レセプトの電子化について

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部)において、医療機関・薬局と審査支払機関の間及び審査支払機関と保険者の間のレセプトの提出及び受領については、遅くとも平成23年度当初から原則として全てのレセプトについてオンラインで提出及び受領しなければならないものとされた。

これに伴い、各都道府県・指定都市・中核市本庁及び福祉事務所においても、平成22年度末までに、専用パソコンの設置、専用回線の開設など電子レセプトのオンライン受領に対応するための準備が求められているところである。

厚生労働省においては、平成21年度に医療扶助レセプト情報の収集・解析等を行うソフトウェアを開発し、各実施機関等に配布することを予定しており、平成21年度予算(案)において所要の予算額を確保したところである。

当該ソフトウェアの具体的な内容や今後の導入スケジュールの詳細については、本年1月末から2月上旬に渡って開催した「生活保護業務データシステムの導入及び医療扶助レセプトの電子化に関する説明会」において連絡したところであるので、各都道府県、指定都市、中核市におかれては、当該説明会の内容について、管内市区町村等への周知を図るとともに、医療扶助レセプトのオンライン受領の導入時期等について、具体的な検討を進めるよう指導されたい。

なお、説明会当日に質疑応答を行った事項や、説明会終了後にファックス等によりご照会・ご要望のあった事項については、今年度内に、問答集形式にとりまとめ、事務連絡により配布することを予定しているのでご了承いただきたい。

#### (7) ブロック会議の開催について

平成20年度においては、平成15年度以来実施していなかったブロック会議（全国を数ブロックに分けての各自治体（実務担当者）との意見交換会）を実施したところであるが、平成21年度においても10月頃の実施を予定している。

平成21年度は、山形県（北海道・東北・関東信越ブロック）、三重県（東海北陸・近畿ブロック）、香川県（中国四国・九州ブロック）において開催を予定しているので、ご了承いただきたい。